

地域人口の急減に対処するための
特定地域づくり事業の推進に関する法律
ガイドライン

令和 7 年 7 月改定

総務省自治行政局地域力創造グループ
地域自立応援課

目次

I 総論	3
1 本ガイドラインの位置付け	3
2 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の目的	4
3 特定地域づくり事業協同組合制度の基本的事項	6
(1) 「地域人口の急減に直面している地域」の範囲（第1条、第2条）	6
(2) 「地域づくり人材」の範囲（第2条）	8
(3) 「特定地域づくり事業協同組合」と事業協同組合制度の関係（第2条）	11
(4) 関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用割合の制限の緩和（第19条の2）	16
(5) 「特定地域づくり事業」の範囲（第2条、第10条）	19
II 特定地域づくり事業協同組合の認定手続等	22
1 特定地域づくり事業協同組合の事業開始までのスケジュール	22
2 事業協同組合の設立手続	25
3 特定地域づくり事業協同組合の認定手続	27
(1) 認定の申請等（第3条）	27
(2) 欠格条項（第4条）	33
(3) 認定の基準（第3条）	34
(4) 認定の条件（第7条）	61
(5) 認定の公示（第3条）	63
(6) 変更の認定（第5条、第3条）	64
(7) 変更の届出（第5条、第3条）	67
(8) 有効期間の更新（第6条）	71
(9) 廃止の届出（第8条）	74
(10) 認定の失効（第9条）	75
4 労働者派遣事業の届出	76
III 特定地域づくり事業協同組合の事業運営	77
1 労働者派遣法の特例・適用関係、労働関係法令の遵守	77
(1) 労働者派遣法の特例、適用関係（第18条、第20条）	77
(2) 労働関係法令の遵守（第18条）	84
2 区域外派遣の禁止（第19条）	86
3 地方公務員の従事（第17条）	87

4	国及び地方公共団体の援助等.....	89
(1)	国及び地方公共団体の援助（第15条）.....	89
(2)	財政上の措置等（第16条）.....	90
5	監督.....	94
(1)	事業計画等の提出（第11条）.....	94
(2)	事業報告書等の提出（第11条）.....	96
(3)	報告徴収及び立入検査（第12条）.....	97
(4)	適合命令及び改善命令（第13条）.....	98
(5)	事業停止命令（第14条、第9条）.....	100
(6)	認定の取消し（第9条）.....	101
(7)	罰則（第25～28条）.....	102
IV	様式例.....	104
①	申請書（様式1号）.....	104
①－1	申請書（様式1号）記入例.....	107
②	事業計画（様式第2号）.....	109
②－1	事業計画（様式第2号）記入例.....	115
③	収支予算（様式第3号）.....	118
③－1	収支予算（様式第3号）記入例.....	120
④	市町村の長の意見書（様式第4号）122④－1 市町村の長の意見書（様式第4号）記入例.....	123
⑤	事業報告書（様式第5号）.....	125
⑤－1	事業報告書（様式第5号）記入例.....	134
⑥	収支決算書（様式第6号）.....	138
⑦	変更届出書（様式第7号）.....	140
⑧	廃止届出書（様式第8号）.....	144
⑨	履歴書例.....	145
⑩	特定地域づくり事業協同組合認定証の例.....	147
⑪	個人情報適正管理規程の例.....	149
⑫	派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアルのモデル例.....	150
⑬	派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程（就業規則に掲載する文例。）.....	150
⑭	派遣労働者の解雇に関する規程（就業規則に掲載する文例。）.....	151
⑮	派遣労働者に対する休業手当に関する規程（就業規則に掲載する文例。）.....	151
V	参考条文.....	152
	労働者派遣法読替表（法第18条第2項関係）.....	153
	中小企業等協同組合法読替表（法第19条第2項関係）.....	164

I 総論

1 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）（令和元年法律第64号。以下「法」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）の内容を解説するものです。

特定地域づくり事業協同組合の認定手続や事業運営の際に留意すべき事項等について解説しています。

2 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の目的

法第1条

この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

法は、議員立法として国会に提出され、令和元年11月27日に成立し、12月4日に公布されました。また、法を施行するため、規則が令和2年3月24日に公布されました。法及び規則は、令和2年6月4日に施行されました。

法の立法背景には、我が国の総人口が、平成27年の国勢調査で初めて減少に転じて以降、減少傾向が続き、今後もこの人口減少は加速する見通しとなっていることがあります。特に地方の人口は農山漁村を中心に急激に減少しており、これらの地域においては、地域の担い手不足が極めて深刻な課題となっています。一方、若い世代を中心に都市部から農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっており、農山漁村が都市部の若者にとって新しいライフスタイルを通じて自己実現ができる場として考えられるようになってきています。法は、このような中、人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして制定されました。

法は、農山漁村では事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少なく、このため、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況が、人口流出の要因やUJターンの障害になっていることに着目しています。そして、このような課題について、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年で雇用した上で、それぞれの地域事業者に派遣するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度）を創設し、地域の担い手の確保の取組を推進することとしています。農山漁村においては、本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことができるようになることとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができるようになります。

特定地域づくり事業協同組合制度の基本的な仕組みは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
- ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、

- ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
- ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
- ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
- ⑥組合運営費について財政支援を受けることができるようにする
- というものです。

また、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用割合の制限を緩和すること等を内容とする改正法案が令和7年3月18日に国会に提出され、同月31日に成立・公布されました。員外利用割合の制限の緩和については、同年7月1日から施行されます。（P16参照）



3 特定地域づくり事業協同組合制度の基本的事項

(1)「地域人口の急減に直面している地域」の範囲

法第1条

この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、(略)特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

法第2条(第1項)

この法律において「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう。

法の対象となる地域は、法第1条において、「地域人口の急減に直面している地域」とされています。

ここでいう「地域人口の急減」とは、法第2条第1項において、「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう」とされています。

具体的には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域、同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、

- ・近年の人口の動向
- ・高齢化の進行
- ・若年層の減少
- ・人口密度や地域の事業所数など

さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たるものと考えられます。（過疎地域に限られるものではありません。）

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の地区が、上記の「地域人口の急減に直面している地域」に属することを確認した上で、地域の実情を踏まえて、法第3条第3項第1号イに規定する「自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区」であるか否か、法第3条第3項第1号ロに規定する「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」であるか否かを判断した上で認定を行うこととなります。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。都道府県知事

は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地域において特定地域づくり事業協同組合の認定及び更新を行う必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。」

(2)「地域づくり人材」の範囲

法第2条(第2項)

2 この法律において「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう。

法第2条第2項において、「地域づくり人材」とは、「地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」とされています。

ここでいう「就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」には、地域の産業に従事する者や NPO 等の社会貢献活動に従事する者など、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材は幅広く含まれます。

特定地域づくり事業協同組合の派遣職員として雇用される地域づくり人材として、

- ・ 地方への移住を希望する都市部在住の若者
- ・ 地域おこし協力隊として活躍し、任期を終えた若者
- ・ 特定地域づくり事業協同組合の地区内に居住している若者

等が挙げられます。高齢者、特定地域づくり事業協同組合の属する市町村の近隣の市町村から通勤する者も組合の派遣職員になり得ます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、派遣職員の募集・採用に当たっては、できる限り地区外、特に他都道府県からの人材を雇用するよう努める必要があります。市町村及び都道府県は、特定地域づくり事業協同組合ができる限り地区外、特に他都道府県から派遣職員を採用することができるよう、移住・定住支援策を講じる必要があります。市町村及び都道府県が移住・定住支援策を講じる場合、移住・定住対策に係る特別交付税措置を活用することができます。

また、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果に関する検証・評価のため、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表を行う必要があります。

このため、今後、国において、これらの項目に関する調査等を実施することを予定しています。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。」

「特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・評価するため、国及び地方公共団体は、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表すること。また、政府及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する財政的な支援については、この調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に行われているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うこと。」

自治体が実施する移住・定住対策への支援（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費（措置率0.5×財力補正）
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費 **1人当たり250.0万円**上限（兼任の場合40万円上限）

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
移住先の情報を集める ★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置 移住相談窓口の設置に要する経費 各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費 コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費 移住関連パンフレット等の制作に要する経費 移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費 移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費 その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等	移住先を体感してみる ★移住体験の実施に要する経費の財政措置 移住体験ツアーの実施に係るバス賃上げ料等の経費 例) 移住体験ツアーの開催費 等 オンラインの活用 例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等 移住体験住宅の整備に要する経費 U Iターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費 その他 移住意識動向の調査に要する経費 等	移住先での仕事を探す ★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置 移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費 例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等 就職や副業・兼業支援の実施に要する経費 例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等 新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成 例) 新規就農者果樹園芸ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等 特定地域づくり事業協同組合の活用 年間を通じた仕事の創出	移住先での住まいを探す ★居住支援に係る財政措置 空き家バンクの運営に要する経費 例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等 住宅改修への助成 例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等 その他 定住を目的とした一定期間の支援 等	移住先で暮らし ★定住・定着に向けた支援に係る財政措置 移住者と地域住民との交流等に要する経費 ① 移住者の把握 例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等 ② 地域住民との交流 例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等 ③ 地域・行政への参画 例) 若者タウンミーティングの開催、政策懇談会 等 集落支援員との連携 集落の巡回、状況把握等 定住支援員に係る経費 例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等
移住・交流情報ガーデンの活用 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口				

（３）「特定地域づくり事業協同組合」と事業協同組合制度の関係

法第2条（第3項）

3 この法律において「特定地域づくり事業協同組合」とは、次条第1項の認定を受けた事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）をいう。

法第2条第3項において、「特定地域づくり事業協同組合」とは、法第3条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合とされています。

ここでいう事業協同組合とは、中小企業等協同組合法に基づく組合で、株式会社や一般財団法人、一般社団法人等と同様に法人格を有します。事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき共同して経済事業を行うことによって、経営の近代化、合理化、取引条件の改善、競争力の維持・強化を図ることを目的としています。

特定地域づくり事業協同組合は、人口急減地域特定地域づくり推進法の規定のほか、中小企業等協同組合法の規定に則って運営する必要があります。

事業協同組合の設立の認可・運営については、都道府県担当部局、都道府県中小企業団体中央会と十分相談することが重要です。参考資料として、「中小企業組合ガイドブック」（全国中小企業団体中央会）を参照ください。

特定地域づくり事業協同組合の運営に当たって、中小企業等協同組合法の規定で特に留意すべき事項は以下のとおりです。

①事業協同組合の事業内容＜中小企業等協同組合法第9条の2＞

事業協同組合は、中小企業等協同組合法第9条の2第1項各号において規定する事業を実施することができ、これら事業の実施を通じて組合員に奉仕し利益を与えることとなります。なかでも第1号で規定する、「生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業」が、組合が行う事業のうちで最も一般的かつ基本的なものであり、特定地域づくり事業についてもこの組合員の事業に関する共同事業に該当します。

組合は、その組合員のために直接の奉仕をして共同事業を行う事業体であることから、その利用者は、本来組合員に限られるべきと考えられています。なお、市町村は組合員になることができません。

なお、組合員の利用度は、年間を通じてみると必ずしも一定しているとは限らないことから、このような場合に組合員以外の者（員外者）に利用させた方が組合の共同事業の合理的運営に資する場合があります。そのため、組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20以内に限り、員外者の利用が認められています。

したがって、特定地域づくり事業協同組合の組合員の中から派遣先の確保が困難

な時期が生じた場合等においては、組合員の利用分量の総額の 100 分の 20 の範囲内で、市町村や員外者に職員を派遣することができます。この員外利用が認められる 100 分の 20 の計算は、年間を通じて行うのが妥当であり、組合の事業が 2 以上ある場合は、全ての事業を通算して行うのではなく、事業毎に判断することとされています。また、計算の基準は、組合員と員外者の利用料、手数料に格差を付けるのが普通であることから、取扱量によるのが合理的とされています。特定地域づくり事業においては、派遣職員の労働時間の割合で判定するのが合理的と考えられます。なお、令和 7 年の法改正により、員外者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用割合の制限が緩和されています。(P16「(4) 関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用割合の制限の緩和」を参照)

事業協同組合は事業の内容を定款で定めることとされています。特定地域づくり事業を定款に事業として規定する方法としては、「組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業」や「組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての無料職業紹介事業」等と規定することが考えられます。また、法第 10 条第 2 項に規定する「地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施に関する事業」を実施する場合には、その内容についても定款において規定する必要があります。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員の理解と同意が得られるよう、職員に対し、事前に十分な説明を行う必要があります。

(参考)「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件(令和 7 年 3 月 18 日衆議院総務委員会)」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和 7 年 3 月 31 日参議院総務委員会)」

「特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。」

②組合の地区〈中小企業等協同組合法第33条〉

事業協同組合は組合の活動範囲である地区を定款で定めることとされています。当該地区内において事業を行う事業者が組合員となる資格を得ることとなります。

地区の表示は、現在の行政区画や住居表示を用いることが適当とされています。

③組合員の資格〈中小企業等協同組合法第8条〉

事業協同組合の組合員の資格を有する者は、地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者で、定款で定めるものとされています。

事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織・団体・グループ等を組合員資格として定めることはできません。

ここでいう事業者は、営利を目的とすることを要件とされていないため、社会福祉法人、学校法人等も組合に加入することができます。

他の法律に基づいて設立された協同組合（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合等）も一個の事業者であるため、組合に加入することができます。

組合員は地区内で事業を行う者であることから、組合の地区内に事業を行うための拠点を有していることが必要となります。

「その他の事業」は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業以外のおよそ一切の事業を含めての事業であることから、農業、林業、園芸業、水産業、介護業、著述業等であっても事業を行う者であれば組合に加入することができます。

「小規模の事業者」は、原則として資本金又は出資金が3億円（小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円）を、又は従業員数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）を超えない事業者とされていますが、これを超える場合でも、明らかに大企業ではないと考えられる事業者は、組合員になることができます。この場合は、組合から公正取引委員会への届出が必要になります。ただし、行政庁が組合設立の認可の際に、ある事業者を小規模の事業者であると認めた場合であっても、公正取引委員会は当該事業者を実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、その事業者を組合から脱退させることができます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、職員の理解を得られるよう、事前に職員の意見を聴取すること等の取組を行う必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日

参議院総務委員会)」

「特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。」

④設立要件<中小企業等協同組合法第24条、第27条から第32条まで>

事業協同組合を設立する際は、発起人が4人以上必要とされています。

発起人の資格は、組合員になろうとする者でなければならないとされています。

「組合員」になろうとする者とは、組合員資格を有し、かつ、設立と同時に組合員になる意思を有する人格体とされています。したがって、組合員となり得ない者や組合員になる意思のない者は、発起人となることはできません。

⑤出資<中小企業等協同組合法第10条>

組合員は、出資1口以上を有しなければならないとされています。したがって、特定地域づくり事業協同組合の人材派遣サービスを利用するためには、原則として、特定地域づくり事業協同組合の組合員になり、出資をする必要があります。

出資1口の金額をどの程度にすべきかについては、特に定められていないことから、組合員の規模及び数、組合の行う事業などを勘案し、必要な額を決定することとなります。なお、出資1口の額は、必ず定款に記載しなければならないこととされています。

組合員は、1口以上の出資を持たなければなりませんが、その最高持ち口数は原則として出資総口数の25%を超えてはならないとされています。これは、最高持ち口数を無制限に認めると組合員の権利の平等の原則が事実上崩される結果を招くことになるとともに、1人で多くの出資を持っている組合員が脱退した場合には、直ちに組合事業の遂行に支障を来すおそれがあるとの考え方によるものです。このため、特定地域づくり事業協同組合の1組合員からの出資は、出資総口数の25%の範囲内で募る必要があります。

⑥所管行政庁<中小企業等協同組合法第111条>

特定地域づくり事業協同組合の設立の認可等を行う行政庁は、原則として都道府県知事となります。ただし、都道府県知事から市町村長に事業協同組合の設立認可等に係る事務が権限委譲されている場合は、市町村長が事務を行うこととなります。

⑦設立手続

特定地域づくり事業を実施するために新たに事業協同組合を設立する場合は、中小企業等協同組合法の規定に則って行政庁から設立の認可を受ける必要があります。設立手続については、P25に詳細を記載しています。

なお、既に設立されている事業協同組合が法の認定を受けて特定地域づくり事業を実施することも可能です。この場合、中小企業等協同組合法の規定に則って定款に新たに特定地域づくり事業を記載するなど所要の手続きを経る必要があります。なお、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は特定地域づくり事業に係るものに限られること、特定地域づくり事業について区分経理を適切に行う必要があることに留意する必要があります。

(4) 関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用割合の制限の緩和

法第19条の2

特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に第18条第1項の規定による労働者派遣事業を利用させる場合における当該労働者派遣事業についての中小企業等協同組合法第9条の2第3項ただし書及び第115条第1項の規定の適用については、同法第9条の2第3項ただし書中「百分の二十」とあるのは「百分の五十を超えてはならず、かつ、一事業年度における組合員以外の者(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)第19条の2第2項に規定する関係市町村等を除く。)の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十」と、同法第115条第1項第3号中「第9条の2第3項(第9条の9第5項又は第8項において準用する場合を含む。)」とあるのは「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により読み替えて適用する第9条の2第3項」とする。

2 前項の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。

事業協同組合における員外者の利用については、中小企業等協同組合法に基づき組合員の利用分量の総額の100分の20を上限とする制約がありますが(P11 参照)、特定地域づくり事業協同組合については、

- ・運営する施設やイベント時期などの人手不足に対応したい市町村と、
- ・冬の農閑期など組合員による利用が少ない時期に派遣先を確保することで雇用を増やしたい組合

のニーズの一致を踏まえ、令和7年3月の法改正により特例が設けられ、関係市町村等への派遣に限り、員外利用割合の上限が組合員の利用分量の総額の100分の50まで緩和されました。本特例に係る改正法は令和7年7月1日に施行されます。

特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

1 市町村等への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

市町村と組合のニーズの一致

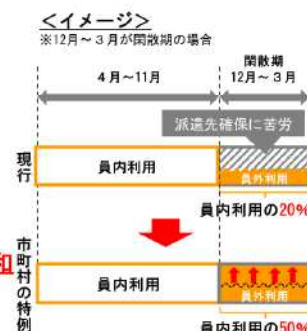
- ✓ 市町村…直営施設（スキー場など）やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**（農閑期など）の**派遣先確保**による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり（中小企業等協同組合法）

- ✓ 市町村は組合員になることができない
- ✓ 組合員以外の利用（**員外利用**）は員内利用の**20%**まで

⇒ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み（令和7年3月31日まで）

⇒ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を5年延長（令和12年3月31日まで）

なお、「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいいます。当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の加入する地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）についても、都道府県の加入しないものであれば、市町村に関する規定が準用される（地方自治法第292条）ため、「関係市町村等」に含まれます。

員外者のうち、関係市町村等と関係市町村等以外の者の一事業年度における利用分量の上限の考え方は、

- ①員外者（関係市町村等を含む合計）の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の50以内
- ②かつ、関係市町村等以外の員外者の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20以内

とされています。

以下に、一事業年度における員外者／組合員の利用分量の総額の割合の例を示します。例1、例2は①②の範囲内であり、利用することができますが、例3は②の上限を超えており、例4は①の上限を超えているため、利用することができません。

		(例1)	(例2)	(例3)	(例4)
員外者（関係市町村等）	a	50/100	30/100	10/100	40/100
員外者（関係市町村等以外）	b	0/100	20/100	30/100	20/100
員外者（合計）	a+b	50/100	50/100	40/100	60/100
		可	可	不可	不可

※組合員への派遣に係る利用分量の総額を 100 とする（員外者への派遣は含まない）。

100 分の 50 の計算方法は、100 分の 20 の場合と同様の期間や単位、基準となります（P12 参照）。期間については一事業年度を通じて計算することが妥当であることから、例えば、事業年度が令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の場合は、当該期間における利用分量の総額が 100 分の 20 や 100 分の 50 の範囲内となっているか計算することが適当です。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。

都道府県及び市町村は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、令和 7 年の法改正により、市町村への派遣に係る員外利用規制が大幅に緩和されることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合が職員を市町村へ派遣する場合には、当該市町村において雇用されている常勤職員や会計年度任用職員等の代替としないことを原則に、当該市町村の職員や市町村から委嘱を受けて活動する地域おこし協力隊の隊員との間で、業務又は事務の内容に応じて処遇の均等・均衡が確保されるよう、適切な指導、助言その他必要な措置を講ずる必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和 7 年 3 月 18 日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 3 月 31 日参議院総務委員会）」

「改正法により市町村への派遣に係る員外利用規制が大幅に緩和されることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合が職員を市町村へ派遣する場合には、当該市町村において雇用されている常勤職員や会計年度任用職員等の職員の代替としないことを原則に、当該市町村の職員や市町村から委嘱を受けて活動する地域おこし協力隊の隊員との間で、業務又は事務の内容に応じて処遇の均等・均衡が確保されるよう、適切に指導、助言その他必要な措置を講ずること。」

(5)「特定地域づくり事業」の範囲

法第2条（第4項）

4 この法律において「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う第10条第1項及び第2項の事業をいう。

法第10条

特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行う。

2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第9条の2第1項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができる。

特定地域づくり事業協同組合は、法第10条の「特定地域づくり事業」を行うものとされています。「特定地域づくり事業」の範囲は次の①②のとおりです。

なお、農林水産業、観光業などの収益事業や、買い物支援、コミュニティバスの運行などの公益的な事業は、直接、特定地域づくり事業として位置づけられていません。これは、これらの事業を直接行うのはあくまで地域内の事業者であり、特定地域づくり事業協同組合は、地域内の事業者の人材の確保等を支援することが目的であるとの考え方のためです。特定地域づくり事業協同組合の職員は、派遣職員として、派遣先の収益事業や公益的事業に従事することとなります。

① 地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業

特定地域づくり事業協同組合制度は、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）の労働者派遣事業の実施を前提とした制度となっており、これが「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」に該当する主たる事業となります。

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、以下の点に留意が必要です。

- ・ 特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、原則として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定が適用されます。
- ・ 労働者派遣事業を行う場合は、通常、労働者派遣法に基づく許可を受けなけ

ればいけません。特定地域づくり事業協同組合は届出により労働者派遣事業を実施できるものとされています（法第 18 条）。ただし、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することが法の趣旨であることから、届出により実施できる労働者派遣事業は、無期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣事業に限られています。このため、有期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣事業を実施する場合は別途労働者派遣法に基づく許可を得る必要があります。なお、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は、派遣職員人件費については無期雇用職員に係るものに限られることにも留意をする必要があります。

- 法に基づき特定地域づくり事業協同組合が届出によって行う労働者派遣事業は、特定地域づくり事業協同組合の地区が属する市町村の区域内の事業所に限られています（法第 19 条）。
- 労働者派遣法第 4 条では、港湾運送業務、建設業務（林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。）、警備業務、病院等における医療関連業務が派遣禁止業務として規定されています。ただし、病院等における医療関連業務については、紹介予定派遣をする場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務である場合、医師、薬剤師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師の業務であって就業場所がへき地である場合等に限って労働者派遣事業を行うことが可能とされています。
- 中小企業等協同組合法第 9 条の 2 では、組合員以外の者による事業の利用が制限されています。そのため、組合員以外の者への派遣は組合員の利用分量の総額の 100 分の 20 の範囲内に限られています。ただし、特定地域づくり事業協同組合については、令和 7 年の法改正により、組合員以外の者のうち関係市町村等に派遣する場合は、組合員の利用分量の総額の 100 分の 50 の範囲内に制限が緩和されます。
- なお、建設業務について、特定地域づくり事業協同組合の職員が「在籍型出向」により、建設業務に従事する場合の留意点等（職員と建設業者（出向先）との雇用契約の締結や出向者に対する研修の実施等）を、都道府県に対して通知しています。（令和 6 年 3 月 29 日付け職需発 0329 第 1 号・総行地第 47 号厚生労働省職業安定局需給調整事業課長・総務省地域力創造グループ地域振興室長通知）

このほか、「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」には、組合員への無料職業紹介事業も該当します。無料職業紹介事業を行う場合、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく届出又は許可が必要です。

- ② 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施
「地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実

施」に該当する事業としては、移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業などがあります。

Ⅱ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続等

1 特定地域づくり事業協同組合の事業開始までのスケジュール

特定地域づくり事業協同組合が事業を開始するまでには、①事業協同組合の設立（中小企業等協同組合法）、②特定地域づくり事業協同組合の認定（人口急減地域特定地域づくり推進法）、③労働者派遣事業の届出（労働者派遣法）の手続が必要になります。

事業協同組合の設立の認可は、原則として都道府県知事が行うこととなります。ただし、都道府県知事から市町村長に事業協同組合の設立認可等に係る事務が権限委譲されている場合は、市町村長が事務を行うこととなります。また、都道府県中小企業団体中央会は、事業協同組合の設立・運営についての相談機能を有しています。

このため、都道府県（市町村）や都道府県中小企業団体中央会と十分相談しながら手続を進めていく必要があります。なお、既存の事業協同組合が特定地域づくり事業を行おうとする場合は、事業協同組合の設立手続は不要ですが、定款の変更手続が必要になります。

特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、市町村が特定地域づくり事業協同組合と財政支援等の協力体制を構築することが求められています。また、特定地域づくり事業協同組合の認定は都道府県知事が行うこととなります。さらに、国の特定地域づくり事業推進交付金を活用する場合、交付金の交付手続は総務省が行うこととなります。

このため、市町村、都道府県、総務省と十分相談しながら手続を進めていく必要があります。

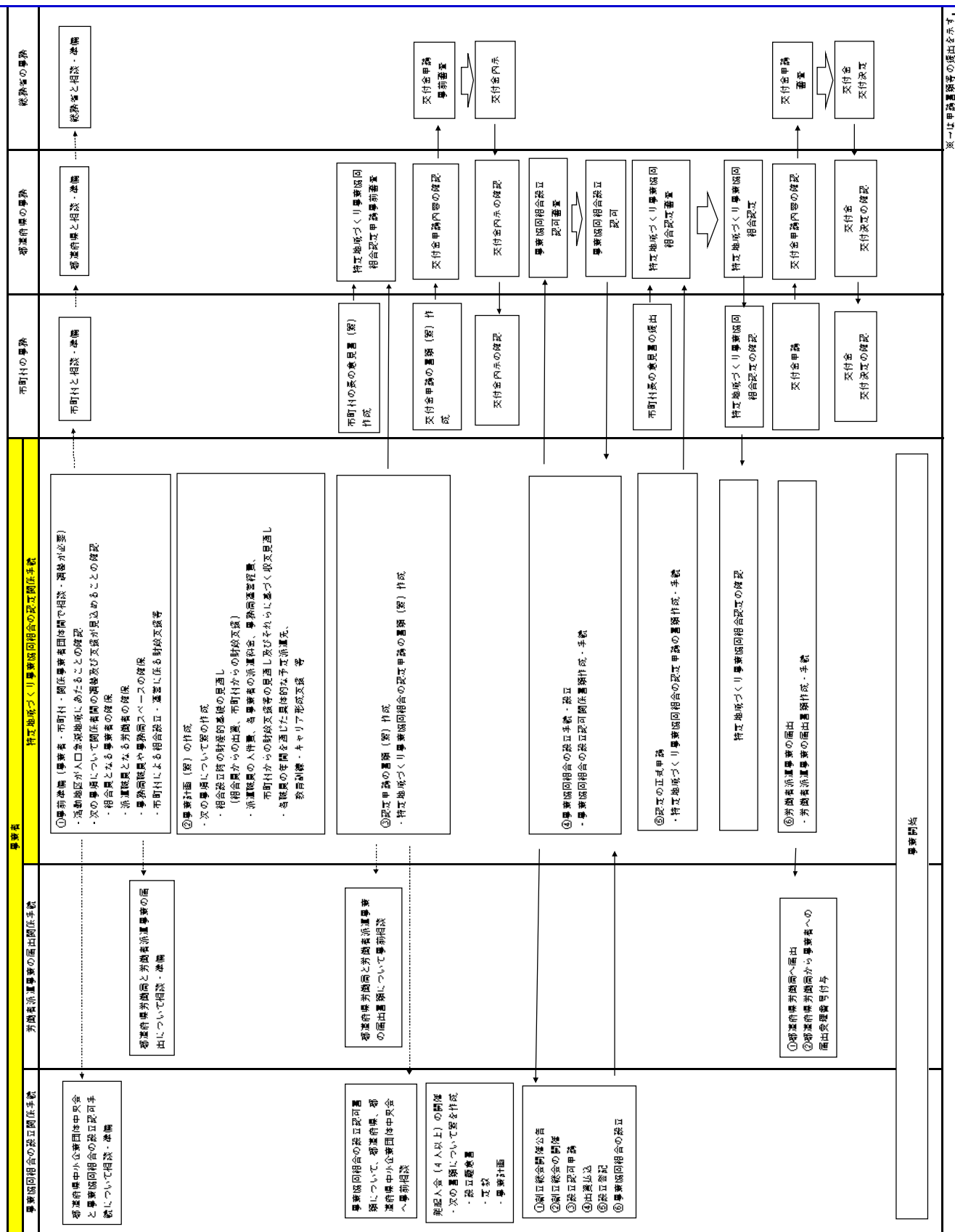
労働者派遣事業の届出手続は、都道府県労働局に行うこととなります。

このため、都道府県労働局と十分相談しながら手続を進めていく必要があります。

具体的なスケジュールイメージはP24のとおりです。正式な手続については、事業協同組合の設立、特定地域づくり事業協同組合の認定、労働者派遣事業の届出の順番になりますが、事業を円滑に開始するためにはこれらの手続を一体的に進めていく必要があるため、事前に関係団体と十分相談しながら手続を進め

ていくことが重要です。本制度の利用を検討している市町村・事業者は、こうしたスケジュールを念頭に、事業開始に向けた様々な事務処理を遺漏なく進める必要があります。

特定地域づくり事業協同組合の認定に係る事務手続きスケジュールメー



2 事業協同組合の設立手続

特定地域づくり事業協同組合の認定に際し、新たに事業協同組合を設立する場合は、通常の事業協同組合の設立手続に従い設立が認可された後、特定地域づくり事業協同組合としての認定の申請を行うこととなります。事業協同組合の設立は中小企業等協同組合法で規定されているため、同法に従って手続を進める必要があります。

事業協同組合の設立など制度の概要については、全国中小企業団体中央会が発行・公表している「中小企業組合ガイドブック」が参考になるほか、都道府県中小企業団体中央会や都道府県の担当部局に相談することも可能です。円滑な事業協同組合の設立には、これらの関係団体との事前相談や情報提供が不可欠です。

事業協同組合の設立には、主に次の手続を経る必要があります。

(1) 発起人の募集（中小企業等協同組合法第24条）

事業協同組合を設立するには、発起人が最低でも4人必要です。発起人となるには「組合員になろうとする者」（組合員資格を有し、かつ、設立と同時に組合員になる意思を有する人格体）である必要があります。したがって、事業協同組合の設立については、予定する特定地域づくり事業協同組合の地区内で組合員となる意思を有する事業者（個人、法人問いません。）を4人以上確保しなければなりません。なお、市町村は組合員たる資格がないので、発起人に数えることはできません。

(2) 創立総会の開催（中小企業等協同組合法第27条）

発起人は、事業協同組合を設立するために創立総会を開催しなければなりません。開催にあたっては、事前に、定款、事業計画、収支予算等の案を作成し、会議の日時・場所を公告しておく必要があります。

総会では、設立同意者の半数以上が出席し、定款の承認、事業計画及び収支予算の設定、役員の選出、組合の主たる事務所の所在地等設立に関して必要な一切の事項を、議決権の3分の2以上の多数で決定することとなります。

(3) 設立認可申請（中小企業等協同組合法第27条の2）

発起人は、創立総会終了後遅滞なく、設立認可申請書とともに定款等の必要な書類を都道府県知事に提出して設立の認可を受けなければなりません。

提出書類としては、①定款、②事業計画書、③役員の氏名及び住所を記載した書面、④設立趣意書、⑤設立同意者がすべて組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面、⑥設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面、⑦収支予算書、⑧創立総会の議事録又はその謄本があります。

(4) 設立認可後の事務（中小企業等協同組合法第 28 条、第 29 条、第 30 条）

設立認可を受けた後、理事への事務引継、出資の第 1 回の払込みを経て設立の登記を行います。なお、事業協同組合成立の日は、行政庁により設立の認可を得た日ではなく、登記を完了した日となります。

3 特定地域づくり事業協同組合の認定手続

(1) 認定の申請等

① 認定の申請

法第3条（第1項）

地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が第3項各号に掲げる基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

法第3条（第2項）

2 前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 役員の氏名及び住所
- 三 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- 四 地区
- 五 事業
- 六 その他総務省令で定める事項

規則第1条（第1項）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）第3条第2項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の住民票の写し及び履歴書
- 四 事業計画及び収支予算
- 五 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）が労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第3号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。）を行おうとするものである場合にあっては、次に掲げる書類

イ 派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）のキャリアの形成の支援に関する規程

ロ 労働者派遣事業を行う事務所ごとに選任する派遣元責任者（労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び受講証明書（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第29条の2第1号に規定する講習を修了したことを証する書類をいう。以下同じ。）並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 派遣労働者の解雇に関する規程

ニ 派遣労働者に対する休業手当に関する規程

ホ 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

ヘ 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

七 その他都道府県知事が必要と認める書類

規則第1条（第3項）

3 法第3条第2項第6号の総務省令で定める事項は、当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲とする。

特定地域づくり事業協同組合の認定の申請は、事業協同組合が行うこととされています。

認定を受けようとする事業協同組合は、法及び規則の規定に基づき、次の書類を当該組合の地区を含む都道府県の知事へ提出しなければなりません。その際、併せて申請書（様式第1号）を提出することとなります。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の住民票の写し及び履歴書（職歴、賞罰及び役職員への就任解任状況等を明らかにしたものであることが必要です。「IV様式例」に文例を掲載しています。）

四 労働者派遣事業を行う事務所ごとの当該事業に係る事業計画（様式第2号、様式第2号-2）及び収支予算（様式第3号）

五 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書※（損益計算書については、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるものであること。）

※ 最近の事業年度における決算は終了しているものの総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書を確実に納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合には、当該貸借対照表及び損益計算書であれば差し支えありません。なお、申請時においては、この場合、次のへの(a)の(i)及び(ii)は提出する必要はありません。また、設立後最初の決算期を終了していない事業協同組合の申請に係る場合は、中小企業等協同組合法第 40 条第 1 項に規定する成立の日における貸借対照表のみで構いません。

そのほか、規則第 1 条第 1 項第 7 号で規定する「その他都道府県知事が必要と認める書類」については、組合員名簿などが考えられます。

さらに、組合が労働者派遣事業を行おうとするものである場合は、同項第 6 号で規定される次の書類も併せて提出する必要があります。

イ 派遣労働者のキャリア形成の支援に関する規程

- (a) 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とすることから、当該取扱いの記載された就業規則（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条第 2 号。以下同じ。）又は労働契約の該当箇所の写し等。（「IV様式例」にモデル例を掲載しています。）
- (b) 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要がある場合、該当箇所の写し。（「IV様式例」に規程の文例を掲載しています。）

□ 労働者派遣事業を行う事務所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書（派遣元責任者と役員が同一である場合においては、提出を要しません。履歴書については、「IV様式例」に文例を掲載しています。）並びに「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成 27 年厚生労働省告示第 392 号）」に定められた講習機関が実施する派遣元責任者講習（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 29 条の 2 第 1 号）を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書（申請の受理日前 3 年以内の受講日のものに限る）」の写し（以下「受講証明書」という。）並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 派遣労働者の解雇に関する規程（労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当

箇所の写し等。「Ⅳ様式例」に規程の文例を掲載しています。)

- 二 派遣労働者に対する休業手当に関する規程（労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 26 条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等。「Ⅳ様式例」に規程の文例を掲載しています。)

ホ 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

※ 本規程には、次の事項が含まれていること。（「Ⅳ様式例」に規程のモデル案を掲載しています。）

- (a) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
- (b) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
- (c) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項
- (d) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

ヘ 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

(a) 納税関係書類

- (i) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し（法人税法施行規則別表 1（2）及び 4 は、必ず提出すること。）
- (ii) 納税証明書（国税通則法施行令第 41 条第 1 項第 3 号ロに係る同施行規則別紙第 8 号様式（その 2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの）

- ※ 設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は、(i)及び(ii)は不要です。
- (b) 労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し（転貸借の場合にあっては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。））

② 市町村の長の意見聴取

法第3条（第5項）

5 都道府県知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ同項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

規則第1条（第2項）

2 法第3条第1項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長は、同条第5項（法第5条第3項及び法第6条第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、都道府県知事に意見を述べるときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。

- 一 当該事業協同組合に係る関係事業者団体（法第3条第3項第4号に規定する関係事業者団体をいう。）
- 二 当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域において業務を行うシルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センターをいう。）
- 三 当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものである場合にあっては、当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者

都道府県知事は、認定の際に、申請をした事業協同組合の地区が属する市町村の長の意見を聴取しなければならないこととされています。このため、事業協同組合からの申請書類と併せて、市町村の長から、市町村の長からの意見書（様式第4号）の提出を受ける必要があります。この際、市町村の長は、市町村の長からの意見書の提出に当たっては、次の者の意見を聴くものとされています。

イ 当該事業協同組合に係る関係事業者団体

関係事業者団体から、当該事業協同組合の派遣先の確保、職員の住居及び良好な子育て環境の確保等に関する連携協力の意向及び内容についての意見を聴取する必要があります。この関係事業者団体の範囲は、あくまでも組合の事業に密接に関係する事業者団体であって、地区内に存在するあらゆる事業者団体との連携協力体制を求めるものではありません。

ロ 当該事業協同組合が属する市町村において業務を行うシルバー人材センター

当該事業協同組合が属する市町村において業務を行うシルバー人材センターから、当該事業協同組合の職員及び派遣先の確保等に関する連携協力の意向及び内容についての意見を聴取する必要があります。当該事業協同組合が属する市町村において

業務を行うシルバー人材センターが存在しない場合は、意見を聴取する必要はありません。

ハ 当該事業協同組合が属する市町村において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者

当該事業協同組合が属する市町村において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者から、当該事業協同組合が労働者派遣事業を行うことについての意見を聴取する必要があります。認定しようとする組合の地区で労働者派遣事業を営んでいることが確認できる事業者のうち、例えば、労働者派遣事業の実績が多い者の意見を一定数聴くことが考えられます。地域で労働者派遣事業を行っている事業者を検索するには、厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトを活用することなどが考えられます。また、対象となる事業者が存在しない場合、意見を聴取する必要はありません。

（２）欠格条項

法第4条

次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、前条第1項の認定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない事業協同組合
- 二 第9条第2項（第2号に係る部分を除く。次号ロにおいて同じ。）の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない事業協同組合
- 三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある事業協同組合
 - イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ロ 特定地域づくり事業協同組合が第9条第2項の規定により認定を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該特定地域づくり事業協同組合の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの

法第4条の欠格事由に該当する事業協同組合は、特定地域づくり事業協同組合としての認定を受けることができません。

申請を行う事業協同組合が欠格事項に該当するかどうかの確認は、申請書（様式第1号）の「誓約欄」、役員の住民票の写し及び履歴書、当該都道府県における特定地域づくり事業協同組合への命令、認定の取消し等の状況の確認などを通じて行うことが考えられます。

また、特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとする場合、労働者派遣法の規定が適用されるため、法による読み替え後の労働者派遣法第6条の欠格事由に該当する場合は、労働者派遣事業を行うことができないことに留意する必要があります。

(3) 認定の基準

特定地域づくり事業協同組合としての認定の申請を受けた都道府県知事は、法第3条第3項各号に規定する基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとされています。以下、各号に規定する基準を解説します。

① 地区に係る基準

法第3条（第3項第1号）

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その地区が次のいずれにも該当すること。

イ 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。

ロ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

事業協同組合は組合の活動範囲である地区を定款で定めることとされています。当該地区内において事業を行う事業者が特定地域づくり事業のサービスを受けることとなります。

この地区の範囲は、市町村単位、平成の合併前の旧市町村単位、複数の市町村又は旧市町村単位などとするのが考えられますが、次の(a)～(c)の要件を満たす必要があります。

地区に係る基準への適合性については、申請書（様式第1号）の「住所欄」「地区欄」「職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲欄」、定款の「地区欄」、市町村の長の意見書（様式第4号）などを確認することが考えられます。

(a) 地域人口の急減に直面している地域であること。

特定地域づくり事業協同組合は、「地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行う事業協同組合」であることから、当該組合の地区は、地域人口の急減に直面している地域内である必要があります。地域人口の急減に直面している地域としては、過疎法に基づく過疎地域、同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、近年の人口の動向、高齢化の進行、若年層の減少、人口密度や地域の事業所数など、さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たるものと考えられます。（過疎地域に限られるものではありません。）

(b) 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められること。

特定地域づくり事業協同組合は、一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体である地区内である必要があります。

(c) 地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

(a)及び(b)の要件に加えて、人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要である地区内である必要があります。具体的には、当該地区における人口規模、人口密度、事業所の数などの指標について、例えば、県内の過疎市町村の指標と比較しつつ、民間の自助努力のみでは人材の確保が困難である実情等を考慮することで、都道府県知事が地域の実情に応じて判断することが考えられます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地域において特定地域づくり事業協同組合の事業が行われるよう認定等を行う必要があります。

(参考)「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。」

② 事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準

法第3条（第3項第2号）

二 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

組合が行おうとする特定地域づくり事業について、その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されている必要があります。

事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮への適合性については、事業計画（様式第2号）、収支予算（様式第3号）、市町村の長の意見書（様式第4号）などを確認することが考えられます。

事業計画の適正性については、「事業計画・収支計画等が妥当であり実現可能性が高いこと」や、「利用料金の水準が適正な範囲であること」等について、次に掲げる事項を都道府県知事が確認することが考えられます。

(a) 派遣先を確保できる見込みがあるか。

事業計画の「派遣労働者数等雇用見込み欄中のうち稼働率が0.8未満となる見込みの人数欄」「予定している派遣先欄」「組合員名簿」「市町村の長の意見書」などを確認することが考えられます。

これに関連し、特定地域づくり事業推進交付金においては、労働需要に応じた職員の確保が促されるよう、当該派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされていることに留意する必要があります。

(b) 派遣職員を確保できる見込みがあるか。

事業計画の「派遣労働者の確保の見込み等欄」などを確認することが考えられます。

(c) 専ら一の事業者のみへの派遣となるなど不適正な事業となっていないか。

派遣職員を専ら一の事業者に派遣させるような運用は、専ら当該事業者のみが利益を享受することとなり、地域社会の維持及び地域経済の活性化を目的とする法の趣旨に合致しません。また、既存の事業者の職員を離職させ、特定地域づくり事業協同組合が当該職員を新たに雇用し専ら離職前の事業者に派遣するような運用は、地域づくり人材の確保に資するものではなく、専ら当該事業者の人件費の削減を図

るものと解されるものであることから、これもまた法の趣旨に合致しません。なお、労働者派遣法第 40 条の 9 では、派遣先が、当該派遣先を離職した者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止しています。

このように「特定地域づくり事業の適正な実施が確保される場合」「地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資する場合」に該当するものといえない運用が見込まれる場合に認定を行うことは適切ではありません。また、認定後にこれらの運用がなされていることが明らかになった場合、認定の取消しもあり得ます。

このような不適正な運用に該当する事例としては、次に掲げる事例が考えられますが、これらの事例のほか、これらの事例に類する場合や、法の趣旨に照らして不適正な運用と認められる場合も同様の取扱いをする必要があります。

【事例 1】

特定地域づくり事業協同組合の職員 B を専ら A 社のみに派遣するもの

【事例 2】

A 社の常勤職員 B を離職させ、特定地域づくり事業協同組合が職員 B を新たに採用した上で専ら A 社のみに派遣するもの

【事例 3】

A 社の常勤職員 C、B 社の常勤職員 D を離職させ、特定地域づくり事業協同組合が職員 C を新たに採用した上で専ら B 社に、職員 D を新たに採用した上で専ら A 社に派遣するもの

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇・雇い止めし、又は自社との兼業の形で事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導する必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和 7 年 3 月 18 日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 3 月 31 日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇・雇い止めし、又は自社との兼業の形で事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。」

特定地域づくり事業推進交付金においては、交付金の対象となる派遣職員人件費について、当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割以内となる派遣職員の人件費が対象とされていることに留意する必要があります。

都道府県知事の認定の際には、事業計画の「派遣労働者数等雇用見込み欄」中の「一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える見込みの人数欄」やヒアリングなどを通じて、不適正な運用が予定されていないか確認することが考えられます。なお、「一の派遣先における労働時間の割合」については、「当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間／年間総労働時間の理論値」としています。ここで「年間総労働時間の理論値」とされているのは、年度途中から派遣職員を雇用した場合を考慮し、当該職員の年間総労働時間（実績）ではなく年間を通じて労働した場合の年間総労働時間（理論値）とすることが適当とされたものです。

(d) 収支計画が継続的に事業運営をする上で適正なものとなっているか。

収支計画の「収入の部欄」「支出の部欄」について、その内容及び収支見込みを確認することが考えられます。

(e) 利用料金について、地区内の他の事業者の委託料等の水準を踏まえて、一定の水準が確保されているか。最低賃金以上の水準となっているか。

事業計画の「労働者派遣に関する事務所の平均的な料金・賃金及び派遣業務別の料金・賃金の額欄」、収支計画の「収入の部欄」「支出の部欄」などを確認することが考えられます。

(f) 市町村等からの財政支援の見込みがあるか。

収支計画の「収入の部欄」などを確認することが考えられます。

就業条件の配慮については、「一定の給与水準が確保されていること」「社会保険・労働保険に加入していること」「教育訓練・職員相談の体制が整備されていること」等について、次に掲げる事項を都道府県知事が確認することが考えられます。

(a) 派遣労働者の給与について、地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて、一定の水準が確保されているか。

事業計画の「労働者派遣に関する事務所の平均的な料金・賃金及び派遣業務別の料金・賃金の額欄」などを確認することが考えられます。

これに関して、派遣労働者の同一労働同一賃金に留意する必要があります。労働者派遣法において、派遣元事業主は、派遣先均等・均衡方式（派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇）又は労使協定方式（一定の要件を満たす労使協定による待

遇)により、派遣労働者の待遇を確保することとされています。

派遣先均等・均衡方式では、派遣労働者と派遣先の通常の労働者との間で職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差が禁止されています。また、派遣先の通常の労働者と派遣労働者の職務内容、職務内容・配置の変更範囲が同じ場合には差別的取扱いが禁止されています。

労使協定方式では、過半数労働組合又は過半数代表者との間で締結された労使協定により、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について(以下「局長通達」という。)により示している各年度に適用される一般賃金と同等以上の額を定め、これを遵守する必要があります。一般賃金の「基本給・賞与・手当等」は、「職種別の基準値×能力・経験調整指数×地域指数」で算出されることとされています。

このうち、職種別の基準値は、無期雇用フルタイム労働者を調査の対象とした賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した金額又は職業安定業務統計の特別集計による無期雇用フルタイム労働者の求人に係る求人賃金(月額)の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とされています。一般賃金の「基本給・賞与・手当等」は、地域における無期雇用フルタイム労働者の職種ごとの基本給・賞与等を把握する上で有用な情報と考えられます。なお、一般賃金の「基本給・賞与・手当等」は、「通勤手当」と「退職金」込みの額になっていないため、一般賃金の「通勤手当」と「退職金」については、局長通達において、別途取扱いが定められていることに留意する必要があります。派遣労働者の同一労働同一賃金に関する詳細は、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(以下、単に「業務取扱要領」という。)や「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル 労働者派遣業界編」等を参照の上、担当の都道府県労働局に確認してください。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合、国及び地方公共団体は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、特定地域づくり事業協同組合の職員について、地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう、事業協同組合の職員からの意見聴取を踏まえつつ、毎年の調査その他必要な措置を講じる必要があります。また、その内容を公表し、都道府県による適切な指導につなげる必要があります。

また、特定地域づくり事業協同組合は、本事業の目的が、組合職員の雇用の安定と生活の安心を確保し、特定地域づくり事業にやりがいを持って参加して地域への定着・定住を促進するものであることに鑑み、組合は月給制を基本とするなど組合職員の処遇が安定的なものとなるように努める必要があります。

国及び都道府県は、時間外割増賃金の支払いや各種手当、賞与、退職金、昇給・昇格制度など適切な処遇の確保が図られるとともに、労働者の希望に応じた有給休暇、出産・育児・介護休業等の取得が保障されるよう、責任を持って事業協同組合への指導・監督を行うこととされています。

このため、今後、国において、これらの項目に関する調査等を実施することを予定しています。

また、事業費について、事務局運営費の比率が高くなっている組合にあっては、組合設立から比較的に日が浅く、計画している派遣職員の確保に時間を要する等のケースが考えられますが、労働需要に応じた職員数や一定の給与水準の確保等により、一層の事業の効率化及び適正化に努め、派遣職員人件費の比率を可能な限り高めるよう必要な措置を講じる必要があります。

(参考)「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件(令和7年3月18日衆議院総務委員会)」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議(令和7年3月31日参議院総務委員会)」

「人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるようにするため、国及び地方公共団体による財政上の措置その他の措置が講じられていることも踏まえ、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう、事業協同組合の職員からの意見聴取を踏まえつつ、毎年の調査その他必要な措置を講ずること。また、その内容を公表し、都道府県による適切な指導につなげること。」

「本事業の目的は、組合職員の雇用の安定と生活の安心を確保し、特定地域づくり事業にやり甲斐をもって参加して地域への定着・定住を促進するものであることに鑑み、組合は月給制を基本とするなど組合職員の処遇が安定的なものとなるよう努めること。また、時間外割増賃金の支払いや各種手当、賞与、退職金、昇給・昇格制度など適切な処遇の確保が図られるとともに、労働者の希望に応じた有給休暇、出産・育児・介護休業等の取得が保障されるよう、国及び地方公共団体が責任を持って事業協同組合への指導・監督を行うこと。」

「特定地域づくり事業協同組合の事業費において、事務局運営費の比率が過大となっている事例が散見されることに鑑み、事業の効率化及び適正化に努め、派遣職員人件費の比率を可能な限り高めるよう必要な措置を講ずること。」

(b) 社会保険・労働保険に加入しているか。

事業計画の「労働保険等の加入状況欄」などを確認することが考えられます。

(c) 教育訓練、職員相談の体制が整備されているか。

キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号－2）などを確認することが考えられます。

(d) 労働安全衛生教育の実施体制が整備されているか。

事業計画の「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育欄」「教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名欄」などを確認することが考えられます。

③ 地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準

法第3条（第3項第2号ロ）

二 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

- ☐ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。

組合が行おうとする特定地域づくり事業について当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資するものである必要があります。都道府県知事は、組合の予定派遣先の数・事業内容、地区外からの派遣労働者の確保の見通し等を踏まえて判断することとなります。事業計画の「派遣労働者数等雇用見込み欄」「派遣労働者の確保の見込み等欄」「予定している派遣先欄」や市町村の長の意見書などを確認することが考えられます。

④ 経理的・技術的基礎に係る基準

法第3条（第3項第3号、第4項）

三 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

4 都道府県知事は、（略）事業協同組合が（略）労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、（略）前項第3号の基準に適合するかどうかを判断するに当たって、（略）労働者派遣法（略）第7条第1項第2号から第4号までに掲げる基準を参酌するものとする。

組合は、特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められる必要があります。この経理的・技術的な基礎については、労働者派遣法の許可基準を参酌した上で、都道府県知事が判断することとなります。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずる必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。」

以下、参酌することとされた労働者派遣法の各基準について解説します。

④ー1 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力

○ 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度の内容に関する判断

労働者派遣事業関係業務取扱要領（令和7年6月時点）

許可要件（許可の基準）

□ 法第7条第1項第2号の要件(申請者が当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。)

「厚生労働省令で定める基準に適合するもの」とは、

- ① 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度（厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）を有すること（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第1条の5第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」参照）
- ② ①のほか、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること

の2点である（則第1条の5）。

(イ) 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度の内容に関する判断

派遣元事業主は、派遣労働者のキャリア形成を行うために、次のa、b、c、d及びeを満たすキャリア形成支援制度を有しなければならない。

a 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること。当該訓練計画は、以下の要件を全て満たしていること。

(a) 教育訓練計画の内容の判断

i 実施する教育訓練がその雇用する全ての派遣労働者を対象としたものであること。

ただし、実際の教育訓練の受講にあたり、以下の者については、当該教育訓練は受講済みであるとして取り扱うことができる。

- (i) 過去に同内容の教育訓練を受けたことが確認できる者
- (ii) 当該業務に関する資格を有している等、明らかに十分な能力を有している者

なお、受講済みとして取り扱うことができる派遣労働者であっても、当該派遣労働者が当該教育訓練の受講を希望する場合は、受講させることが望ましい。

ii 実施する教育訓練が有給かつ無償で行われるものであること。

教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする。ただし、派遣元事業主において時間を管理した訓練を実施することが困難であることに合理的な理由がある場合(例えば、派遣元事業所と派遣先の事業所との距離が非常に遠く終業後に訓練を行うことが困難であ

る場合であって、eラーニングの設備もない場合)については、キャリアアップに係る自主教材を渡す等の措置を講ずることとしても差し支えないが、その場合は、当該教材の学習に必要とされる時間数に見合った手当を支払うものであること。

また、これらの取扱は就業規則又は労働契約等に規定することとする。

なお、派遣労働者が段階的かつ体系的な教育訓練を受講するためにかかる交通費については、派遣先との間の交通費より高くなる場合は派遣元事業主において負担すべきものであること。

iii 実施する教育訓練が派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。

教育訓練の内容は、派遣元事業主が一義的に定めるものであるが、派遣労働者としてより高度な業務に従事すること、派遣としてのキャリアを通じて正社員として雇用されることを目的としている等、キャリアアップに資するものであること。具体的に資する理由は、キャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号－2)において記述すること。

複数の訓練コースを設けることも可能であり、訓練内容によって対象者が異なっても差し支えない。なお、ヨガ教室や趣味的な英会話教室、面接対策とは異なるメイクアップ教室のような、派遣労働者の福利厚生を目的とした明らかにキャリア形成に無関係なものは含まれない。派遣元事業主は、当該教育訓練計画についてキャリアアップに資する内容であることを説明できなければならない。

iv 派遣労働者として雇用するにあたり実施する教育訓練が含まれたものであること。

訓練内容に、入職時に行う訓練が含まれていること。短期雇用の者であっても当該訓練を受講させることができるよう、派遣元事業主と派遣先とが互いに協力することが望ましいこと。

v 無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものであること。

派遣元事業主は、無期雇用派遣労働者に対する教育訓練計画が長期的なキャリア形成を念頭とする内容であることを説明できなければならない。

(b) 教育訓練の実施形態に関する判断

教育訓練の実施形態は、通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練(OFF JT: Off The Job Training)のみならず、日常の業務につきながら行う教育訓練(OJT: On The Job Training)のうち計画的に行うものを含めていても差し支えない。

b キャリアコンサルティングの相談窓口を設置していること。

(a) 相談窓口には、担当者が配置されていること。

担当者については、キャリアコンサルタント(有資格者)、キャリアコンサルティングの知見を有する者(職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等)、又は派遣先との連絡調整を行う営業担当者を配置する必要がある。

(b) 相談窓口は、雇用する全ての派遣労働者が利用できること。

相談窓口については、事務所に定められた相談ブースを設置することのみならず、電話による相談窓口の設置、e-mailでの相談の受付、専用WEBサイトの相談窓口の設置等により雇用する派遣労働者がキャリアコンサルティングを申し込めるよう、その雇用する派遣労働者に対して周知するとともに、適切な窓口を提供しなければならないこと。

(c) 希望する全ての派遣労働者がキャリアコンサルティングを受けられること。

(d) キャリアコンサルティングは、実施に当たっての規程(事務手引、マニュアル等)に基づいて実施されることが望ましいこと。

なお、キャリアコンサルティングは、必ずしも常時行わなければならないわけではなく、例えば毎週2回定期的に実施することや派遣労働者の希望に応じ随時実施すること等も可能である。また、キャリアコンサルティングを行う場所についても事務所の内外を画一的に指定するものではない。

c キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続が規定されていること。

(a) 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等が整備されていること。

(b) 派遣労働者への派遣先の提供は(a)に基づいて行われるものであること。

d 教育訓練の時期・頻度・時間数等

(a) 派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練は必須であること。また、教育訓練は、少なくとも最初の3年間は毎年1回以上の機会の提供が必要であり、その後も、キャリアの節目などの一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等が用意されていること。

(b) 実施時間数については、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要であること。

(c) 派遣元事業主は上記の教育訓練計画の実施に当たって、教育訓練を適切

に受講できるように就業時間等に配慮しなければならない。

なお、派遣元事業主は、派遣先に対して、派遣労働者が教育訓練を受けられるように協力を求めることが望ましいこと。

e 教育訓練計画の周知等

- (a) 教育訓練計画の策定に当たっては、派遣労働者との相談や派遣実績等に基づいて策定し、可能な限り派遣労働者の意向に沿ったものとなることが望ましいこと。
- (b) 派遣元事業主は教育訓練計画について、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約を締結する時までに説明しなければならないこと。
- (c) 教育訓練計画は事業所に備え付ける等の方法により派遣労働者に周知するとともに、計画に変更があった際にも派遣労働者に説明しなければならないこと。
- (d) 派遣元事業主は、派遣労働者が良質な派遣元事業主を選択できるように、教育訓練に関する事項等に関する情報として、段階的かつ体系的な教育訓練計画の内容についての情報をインターネットの利用その他適切な方法により提供することが望ましいこと。
- (e) 派遣元事業主は、派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること。労働契約が更新された場合は、更新された労働契約終了後3年間は保存していること。
- (f) キャリア形成支援制度を適正に実施しようとししない者であって、キャリア形成支援制度を有する義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。

この基準は、派遣労働者のキャリア形成に係る教育訓練やキャリアコンサルティングの実施体制に関するものです。

都道府県知事の認定に当たっては、以下の事項を確認することが考えられます。

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていることについては、キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号－2）の「キャリアアップに資する教育訓練欄」「上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由欄」「派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施欄」「上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること欄」、就業規則の写し（派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程を含む。）を確認することが考えられます。

キャリアコンサルティングの相談窓口を設置していることについては、キャリア

形成支援制度に関する計画書（様式第2号－2）の「キャリアコンサルティングの担当者の人数欄」「キャリアコンサルティング窓口欄」「キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無欄」を確認することが考えられます。

キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続が規定されていることについては、派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアルを確認することが考えられます。

教育訓練の時期・頻度・時間数等については、キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号－2）の「キャリアアップに資する教育訓練欄」を確認することが考えられます。

教育訓練計画の周知等については、資料の保存期間について、キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号－2）の「教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること欄」を確認し、その他の事項については、ヒアリングにおいて確認・指導・助言を行うことが考えられます。

○ 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制整備に関する判断

労働者派遣事業関係業務取扱要領（令和7年6月時点）

許可要件（許可の基準）

（□） 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制整備に関する判断

派遣労働者を雇用する者と指揮命令する者が分離するという特性に鑑み、派遣労働者に対する適切な雇用管理能力を要求することにより、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図るため、次のような事項につき判断する。

a 派遣元責任者に関する判断

（a）派遣元責任者として雇用管理を適正に行い得る者が所定の要件及び手続に従って適切に選任、配置されていること。

・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

- ① 法第36条の規定により、未成年者でなく、法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ② 則第29条で定める要件、手続に従って派遣元責任者の選任がなされていること（第6の19の（2）参照）。
- ③ 住所及び居所が一定しない等生活根拠が不安定なものでないこと。
- ④ 適正な雇用管理を行う上で支障がない健康状態であること。
- ⑤ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。
- ⑥ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。
- ⑦ 派遣元責任者となり得る者の名義を借用して、許可を得ようとするものでないこと。
- ⑧ 次のいずれかに該当する者であること。

(i) 成年(民法第4条に規定する成年。以下同じ。)に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者

この場合において、「雇用管理の経験」とは、人事又は労務の担当者(事業主(法人の場合はその役員)、支店長、工場長その他事業所の長等労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。)であったと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労働者若しくは登録者等の労務の担当者であったことをいう。

(ii) 成年に達した後、職業安定行政又は労働基準行政に3年以上の経験を有する者

(iii) 成年に達した後、民営職業紹介事業の従事者として3年以上の経験を有する者

(iv) 成年に達した後、労働者供給事業の従事者として3年以上の経験を有する者

⑨ 厚生労働省告示(平成27年厚生労働省告示第392号)に定められた講習機関が実施する則第29条の2第1号で規定する「派遣元責任者講習」を受講(許可の申請の受理の日前3年以内の受講に限る。)した者であること。

⑩ 精神の機能の障害により派遣元責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

⑪ 外国人にあっては、原則として、入管法別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

⑫ 派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。

(b) 派遣元責任者が不在の場合の臨時の職務代行者があらかじめ選任されていること。

b 派遣元事業主に関する判断

派遣元事業主(法人の場合はその役員を含む。)が派遣労働者の福祉の増進を図ることが見込まれる等適正な雇用管理を期待し得るものであること。

・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

① 労働保険、社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。

② 住所及び居所が一定しない等生活根拠が不安定なものでないこと。

③ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

④ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

⑤ 派遣元事業主となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

⑥ 外国人にあっては、原則として、入管法別表第一の二の表の「高度専門職第一号ハ」、「高度専門職第二号」及び「経営・管理」若しくは別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者、又は資格外活動の許可を受けて派遣元事業主としての活動を行う者であること。

なお、海外に在留する派遣元事業主については、この限りではない。

⑦ 派遣労働者に関する就業規則又は労働契約等の記載事項について

- ・ 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。

- ・ 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 26 条に基づく手当を支払う旨の規定があること。

⑧ 既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。

c 教育訓練(キャリア形成支援制度に関するものを除く。)に関する判断

(a) 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第 59 条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること。

(b) 派遣労働者に対する能力開発体制(適切な教育訓練計画の策定、教育訓練の施設、設備等の整備、教育訓練の実施についての責任者の配置等)を整備していること。

- ・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

① 派遣労働者に係る教育訓練に関する計画が適切に策定されていること。

② 教育訓練を行うに適した施設、設備等が整備され、教育訓練の実施について責任者が配置される等能力開発体制の整備がなされていること。

(c) 法第 30 条の 2 に定める教育訓練以外に自主的に実施する教育訓練については、派遣労働者が受講しやすいよう、当該教育訓練に係る派遣労働者の費用負担を実費程度とすること。

この基準は、派遣元責任者や派遣元事業主（組合及び役員）、教育訓練体制について、労働者派遣を行うために適切な体制が構築されているかどうかに関するものです。

都道府県知事の認定に当たっては、以下の事項を確認することが考えられます。

派遣元責任者に関する判断については、申請書（様式第 1 号）の「誓約欄」「派遣元責任者の氏名、職名、住所等欄」「派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名欄」、

派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書、受講証明書の写しを確認することが考えられます。

派遣元責任者の要件の「3年以上の雇用管理の経験者」についての「雇用管理の経験」とは、業務取扱要領において、人事又は労務の担当者（事業主（法人の場合はその役員）、支店長、工場長その他事業所の長等労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。）であったと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労働者若しくは登録者等の労務の担当者であったことをいうものとされています。

また、派遣元責任者が不在の場合の臨時の職務代行者をあらかじめ選任しておく必要があります。なお、派遣元責任者及びその代行者については、特定地域づくり事業協同組合が雇用する労働者又はその役員から選任する必要があります。

派遣元事業主に関する判断については、労働保険、社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであることについて、事業計画（様式第2号）の「労働保険等の加入状況欄」を、無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないことについて、就業規則（派遣労働者の解雇に関する規程部分）を、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があることについて、就業規則（派遣労働者に対する休業手当に関する規程部分）を確認するほか、その他の事項について、役員の住民票の写し及び履歴書やヒアリングにおいて確認・指導・助言を行うことが考えられます。

教育訓練（キャリア形成支援制度に関するものを除く。）に関する判断については、事業計画（様式第2号）の「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育欄」「その他の教育訓練（6及び様式第2号－2に係るものを除く）欄」「6及び7の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名欄」を確認することが考えられます。

④ー２ 個人情報保護に係る基準

労働者派遣事業関係業務取扱要領（令和7年6月時点）

許可要件（許可の基準）

ハ 法第7条第1項第3号の要件(個人情報を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。)

業務の過程で得た派遣労働者等の個人情報を管理する能力を要求することにより、派遣労働者等の個人情報を適正に管理し、秘密を守るため、次のような事項につき判断する。

a 個人情報管理の事業運営に関する判断

① 派遣労働者となろうとする者及び派遣労働者(以下ハにおいて「派遣労働者等」という。)の個人情報を適正に管理するための事業運営体制が整備されていること。

(a) 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当し、これを内容を含む個人情報適正管理規程を定めていることが必要である。

i 派遣労働者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。

ii 業務上知り得た派遣労働者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。

iii 派遣労働者等から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除を含む。以下同じ。)の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について派遣労働者等への周知がなされていること。なお、開示しないこととする個人情報としては、当該個人に対する評価に関する情報が考えられる。

iv 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して、派遣元責任者等を苦情処理の担当者等取扱責任者を定める等、事業所内の体制が明確にし、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

(b) 個人情報適正管理規程については、以下の点に留意するものとする。

i 派遣元事業主は、(a)のiからivまでに掲げる規定を含む個人情報適正管理規程を作成するとともに、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

ii 派遣元事業主は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないものとする。ここでいう、「不利益な取扱い」の例示としては本人が個人情報の開示又は訂正の求めをした以後、派遣就業の機会を与えないこと等をいう。

(c) 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

i 派遣元事業主は、派遣労働者となろうとする者の登録をする際には当該労働者の希望及び能力に応じた就業の機会の確保を図る範囲内で、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には当該派遣労働者の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派遣労働者等の個人情報(以下八において単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

(i) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(ii) 思想及び信条

(iii) 労働組合への加入状況

- ・ (i)から(iii)については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

(i) 関係

① 家族の職業、収入、本人の資産等の情報(税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なもの及び日雇派遣の禁止の例外として認められる場合の収入要件を確認するために必要なものを除く。)

② 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(ii) 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(iii) 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

- ・ 「業務の目的の達成に必要な範囲」については、雇用することを予定する者を登録する段階と、現に雇用する段階では、異なることに留意する必要がある。前者においては、例えば労働者の希望職種、希望勤務地、希望賃金、有する能力・資格など適切な派遣先を選定する上で必要な情報がこれに当たり、後者においては、給与事務や労働・社会保険の事務上必要な情報がこれに当たるものである。

- ・ なお、一部に労働者の銀行口座の暗証番号を派遣元事業主が確認する事例がみられるが、これは通常、「業務の目的の達成に必要な範囲」に含まれるとは解されない。

② 派遣元事業主は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

- ・ 「等」には本人が不特定多数に公表している情報から収集する場合が含まれる。

③ 派遣元事業主は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務

教育学校の新規卒業予定者である派遣労働者となろうとする者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類(全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票(乙))により提出を求めるものとする。

- 当該応募書類は、新規卒業予定者だけでなく、卒業後1年以内の者についてもこれを利用することが望ましいこと。

④ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。なお、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には、労働者派遣事業制度の性質上、派遣元事業主が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、法第35条第1項の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限られるものであるものとする。ただし、他の保管又は使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

b 個人情報管理の措置に関する判断

派遣労働者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

(a) 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

i 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

ii 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

iii 派遣労働者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による派遣労働者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

iv 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。なお、当該措置の対象としては、本人からの破棄や削除の要望があった場合も含むものである。

(b) 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

i 派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置((a)のiからivまで)を講ずるとともに、派遣労働者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

ii 派遣元事業主等が、派遣労働者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報に正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。

- 「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって(非公知性)、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実(要保護性)をいうも

のである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密に当たりうる。

この基準は、労働者派遣事業を行うために適切な個人情報管理の体制が構築されているかどうかに関するものです。

個人情報管理の事業運営に関する判断については、労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報適正管理規程を確認し、その他の事項について、ヒアリングにおいて確認・指導・助言を行うことが考えられます。

個人情報管理の措置に関する判断については、個人的な情報を聞きながら相談を行うためのパーテーション等で仕切られた相談場所が確保されていること、個人情報等を取り扱うため施錠のできる金庫等が確保されていることを確認するとともに、その他の事項について、ヒアリングにおいて確認・指導・助言を行うことが考えられます。

④－３ 財産的基礎等に係る基準について

労働者派遣事業関係業務取扱要領（令和7年6月時点）

許可要件（許可の基準）

二 法第7条第1項第4号の要件（□及びハの他、申請者が当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。）

労働者派遣事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等一定以上の事業遂行能力を要求することにより、労働者派遣事業を労働力需給調整システムの一つとして適正かつ有効に機能させ、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図るため、次のような事項につき判断する。

- （イ） 財産的基礎に関する判断
- （□） 組織的基礎に関する判断
- （ハ） 事業所に関する判断
- （二） 適正な事業運営に関する判断

○ 財産的基礎に関する判断

労働者派遣法では、許可基準として事業者が有する資産の額について財産的基礎の基準額が設けられています。

労働者派遣事業の許可基準

（イ） 財産的基礎に関する判断（事業主（法人又は個人）単位で判断）

a 許可申請事業主に関する財産的基礎

許可申請事業主についての財産的基礎の要件については以下のとおりとする。

（a） 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること。

- ・ 厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書（様式第3号）の「3 資産等の状況」欄により確認する。

- ・ 「繰延資産」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第74条第3項第5号に規定する繰延資産をいい、「営業権」とは、無形固定資産の一つである会社計算規則第2編第2章第2節の「のれん」をいう。

（b） （a）の基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。

（c） 事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること。

- ・ 厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書（様式第3号）の「3 資産等の状況」欄により確認する。

（d）（e） （略）

(f) 地方公共団体による債務保証契約又は損失補填契約が存在することによって派遣労働者に対する賃金支払いが担保されている場合は、(a)、(b)及び(c)の要件を満たしていなくても差し支えないこととする。

上記の許可基準において定められた財産的基礎の基準額については、万が一労働者派遣事業の運営が困難になった場合であっても、一定期間派遣労働者に対する賃金支払いが担保されるようにするとの考え方が背景にあります。

上記の労働者派遣法の許可基準の考え方、当該事業協同組合の派遣労働者数、給与水準、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員人件費に対しての補助金等の見込み等を踏まえ、都道府県知事が判断することとなります。

【参考】令和5年度の派遣労働者の賃金（8時間換算）（平均）16,190円
（令和5年度労働者派遣事業報告の集計結果）

財産的基礎に関する判断については、事業計画（様式第2号）の「資産等の状況欄」、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書、事業計画の「派遣労働者数等雇用見込み欄」「労働者派遣に関する事務所の平均的な料金・賃金及び派遣業務別の料金・賃金の額欄」、収支計画などを確認することが考えられます。また、その際、労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係をする書類として、納税関係書類によって貸借対照表及び損益計算書の適正性を、労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類によって事務所の使用権を確認することが考えられます。

○ 組織的基礎に関する判断

(ロ) 組織的基礎に関する判断

派遣労働者数に応じた派遣元責任者が配置される等組織体制が整備されるとともに、労働者派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、指揮命令に混乱の生ずるようなものではないこと。

組織的基礎に関する判断については、申請書（様式第1号）の「派遣元責任者の氏名、職名、住所等欄」、事業計画（様式第2号）の「指揮命令の系統欄」を確認することが考えられます。

○ 事業所に関する判断

(ハ) 事業所に関する判断

事業所について、事業に使用し得る面積がおおむね 20 m²以上あるほか、そ

の位置、設備等からみて、労働者派遣事業を行うのに適切であること。

- ・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当すること。

- a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規制する風俗営業や性風俗特殊営業等が密集するなど事業の運営に好ましくない位置にないこと。

- b 労働者派遣事業に使用し得る面積がおおむね 20 ㎡以上あること。

事業所に関する判断のうち事業所の面積については、個人的な情報を聞きながら相談を行うためのパーティション等で仕切られた相談場所の確保、個人情報等を取り扱うため施錠のできる金庫等を確保するための面積は必要となること等を踏まえ、都道府県知事が判断することとなります。

事業所に関する判断については、事業計画(様式第2号)の「事務所の面積欄」を確認するとともに、その他の事項について、ヒアリングにおいて確認・指導・助言を行うことが考えられます。

○ 適正な事業運営に関する判断

(二) 適正な事業運営に関する判断

労働者派遣事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用しないこと、登録に際しいかなる名義であっても手数料に相当するものを徴収しないこと等法の趣旨に沿った適切な事業運営を行うものであり、次のいずれにも該当すること。

- a 労働者派遣事業において事業停止命令を受けた者が、当該停止期間中に、許可を受けようとするものではないこと。

- b 法人にあつては、その役員が、個人事業主として労働者派遣事業について事業停止命令を受け、当該停止期間を経過しない者ではないこと。

- c 労働者派遣事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものではないこと。

許可申請関係書類として提出された定款又は寄附行為及び登記事項証明書については、その目的の中に「労働者派遣事業を行う」旨の記載があることが望ましいが、当該事業主の行う事業の目的中の他の項目において労働者派遣事業を行うと解釈される場合においては、労働者派遣事業を行う旨の明示的な記載は要しないものであること。

なお、定款又は寄附行為及び登記事項証明書の目的の中に適用除外業務について労働者派遣事業を行う旨の記載がある場合については、そのままでは許可ができないものであるので留意すること。

- d 登録制度を採用している場合において、登録に際し、いかなる名義であっても手数料に相当するものを徴収するものではないこと。

e 自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせるために、許可を得ようとするものではないこと。

f 法第 25 条の規定の趣旨に鑑み、人事労務管理業務のうち、派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行おうとするものではないこと。

なお、当該業務について労働者派遣を行おうとするものではないことを労働者派遣事業の許可条件として付するものであることに留意すること。

適正な事業運営に関する判断については、ヒアリングにおいて確認・指導・助言を行うことが考えられます。

⑤ 連携協力体制に係る基準

法第3条（第3項第4号）

四 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。

特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする組合は、特定地域づくり事業並びにその職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、組合、その関係事業者団体及びその地区を区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されている必要があります。

ここでいう関係事業者団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等のことをいいます。

この基準を満たすためには、具体的には、関係事業者団体が組合員として参加することや、地域の労働需要を把握し特定地域づくり事業協同組合に速やかに情報提供することなどの協力体制を整備することが求められます。なお、連携協力体制を構築すべき事業者団体は、あくまでも組合の事業に密接に関係する事業者団体であって、地区内に存在するあらゆる事業者団体との連携協力体制を求めるものではありません。

市町村についても、特定地域づくり事業協同組合と関係者との調整に助言・協力することや、特定地域づくり事業協同組合への財政支援、職員に対する空き家等の住居のあっせん、保育園や放課後児童クラブ等の子育て環境の整備などの協力体制を構築することが求められます。

連携協力体制に係る基準については、市町村の長の意見書（様式第4号）、ヒアリングにおいて確認することが考えられます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進等の措置を講ずる必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的

に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。」

(4) 認定の条件

法第7条

第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定及び前条第2項の有効期間の更新には、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、第3条第1項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認定を受ける事業協同組合に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定等に当たって、法の目的を達成するために必要があるときは、条件を付して認定等を行うことができます。

例えば、市町村のうち人口急減地域に該当する一部の地区において特定地域づくり事業協同組合を設立したものの、実際の派遣先が主として当該市町村のうち人口急減地域には該当しない地区の事業者となるような状況は、法の目的に沿った運営とは言えません。このような状況になるおそれがある場合、都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定等に当たって、派遣先の地域の限定、特定地域づくり事業協同組合の地区外において事業を行う者の利用分量（派遣職員の労働時間の割合など）の制限等の条件を付すことで、法の目的に沿った運営を促すことができます。

この場合、条件は、最小限度のものでなければならず、かつ、特定地域づくり事業協同組合に不当な義務を課すものであってはなりません。

条件を付した場合、特定地域づくり事業協同組合の認定等の際に当該条件を公示しなければならないことに留意する必要があります。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地域において特定地域づくり事業協同組合の事業が行われるよう認定等を行う必要があります。

(参考)「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社

会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。」

(5) 認定の公示

法第3条（第6項）

6 都道府県知事は、第1項の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る第2項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項、当該認定の有効期間の満了の日その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

法第3条（第2項）

2 前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 （略）
- 三 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- 四 地区
- 五 事業
- 六 （略）

規則第2条

法第3条第6項の総務省令で定める事項は、当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲及び法第7条の規定により付された条件とする。

特定地域づくり事業協同組合の認定を行った場合、都道府県知事は、その旨を申請者に通知するとともに、当該組合に係る次の事項を公示しなければなりません。

- イ 当該組合の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ロ 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- ハ 地区
- ニ 事業
- ホ 当該認定の有効期間満了の日
- ヘ 当該組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- ト 法第7条の規定により付された条件

（６）変更の認定

① 変更認定の申請について

法第5条（第1項）

特定地域づくり事業協同組合は、第3条第2項第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

法第3条（第2項）

2 前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 地区

五 事業

六 その他総務省令で定める事項

規則第1条（第3項）

3 法第3条第2項第6号の総務省令で定める事項は、当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲とする。

規則第3条

法第5条第1項の総務省令で定める軽微な変更は、当該事業協同組合の地区又は第1条第3項の地域の名称の変更に伴う変更とする。

特定地域づくり事業協同組合が次の事項を変更しようとする場合、都道府県知事に当該変更の認定を申請しなければなりません。

イ 地区

ロ 事業

ハ 当該組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲

なお、住居表示等の変更に伴う変更については、軽微な変更にあたるため、変更の認定を申請する必要はありません。

② 変更認定の際の提出書類について

法第5条（第2項）

2 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を、総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

規則第4条

法第5条第2項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款
- 二 事業計画及び収支予算
- 三 その他都道府県知事が必要と認める書類

変更認定の申請を行う際、当該特定地域づくり事業協同組合は次の書類を都道府県知事に提出しなければなりません。

イ 申請書（様式第1号）

□ 定款

ハ 事業計画（様式第2号、様式第2号－2）及び収支予算（様式第3号）

ニ その他都道府県知事が必要と認める書類

③ 変更認定の基準について

法第5条（第3項）

3 第3条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

変更の認定に際して、都道府県知事は、法第3条第3項から第5項までの規定を準用することとされています。

具体的には、都道府県知事は、変更の認定の申請をした特定地域づくり事業協同組合が法第3条第3項の基準のいずれにも適合するときに変更の認定をすることとなります。

また、都道府県知事は、変更の認定を申請した特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行う場合は、法第3条第3項第3号の基準の適合性を判断するに当たって、労働者派遣法の許可基準を参酌する必要があります。

このほか、都道府県知事は、変更の認定を申請した特定地域づくり事業協同組合の地区が属する市町村の長から意見書（様式第4号）の提出を受ける必要があります。

④ 変更認定の公示について

法第5条（第4項）

4 都道府県知事は、第1項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

都道府県知事は、変更の認定を行った場合、遅滞なくその旨を申請者に通知するとともに、当該変更の旨、当該変更に係る事項を公示しなければなりません。なお、法第5条第4項の「その他総務省令で定める事項」については、現時点において、特に必要な事項がないことから、規則の規定は定められていません。

(7) 変更の届出

① 変更の届出について

法第5条（第5項）

5 特定地域づくり事業協同組合は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき又は第1項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その日から起算して30日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

法第3条（第2項）

2 前項の認定を受けようとする事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 役員の氏名及び住所
- 三 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- 四～六（略）

規則第3条

法第5条第1項の総務省令で定める軽微な変更は、当該事業協同組合の地区又は第1条第3項の地域の名称の変更に伴う変更とする。

特定地域づくり事業協同組合は、次の事項を変更した場合、変更の日から起算して30日以内に、都道府県知事に当該変更の届出をしなければなりません。

- イ 当該組合の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ロ 役員の氏名及び住所
- ハ 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

また、住居表示の変更等で、次の地区又は地域の名称が変更された場合も、同様に変更の届出をしなければなりません。

二 当該組合の地区

- ホ 当該組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域

② 変更届出の際の提出書類について

規則第5条

特定地域づくり事業協同組合（法第2条第3項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。以下同じ。）は、法第5条第5項の規定による届出のうち、労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更の届出を行う場合には、当該新設する事務所に係る第1条第1項第4号及び第6号イからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、同項第6号ロに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書）を添付することを要しない。

2 特定地域づくり事業協同組合は、法第5条第5項の規定による届出のうち、労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、第1条第1項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

規則第1条（第1項）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）第3条第2項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の住民票の写し及び履歴書
- 四 事業計画及び収支予算

五 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

六 当該事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）が労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第3号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。）を行おうとするものである場合にあっては、次に掲げる書類

イ 派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）のキャリアの形成の支援に関する規程

ロ 労働者派遣事業を行う事務所ごとに選任する派遣元責任者（労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び受講証明書（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働

者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第29条の2第1号に規定する講習を修了したことを証する書類をいう。以下同じ。）並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ 派遣労働者の解雇に関する規程

ニ 派遣労働者に対する休業手当に関する規程

ホ 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

ヘ 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

七 その他都道府県知事が必要と認める書類

変更の届出については、(a)労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更の届出を行う場合、(b)(a)以外の変更の届出を行う場合で提出書類が異なります。

(a)の場合

この場合、変更届出書（様式第7号）のほか、新設する事務所に係る次の書類を提出しなければなりません。

A 事業計画（様式第2号、様式第2号－2）及び収支予算（様式第3号）

B 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程

C 派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

D 派遣労働者の解雇に関する規程

E 派遣労働者に対する休業手当に関する規程

F 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

G 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ただし、Cについては、当該組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は、その履歴書及び受講証明書を添付する必要はありません。また、この選任した派遣元責任者の住所に変更がない場合は、住民票の写しも添付する必要はありません。

(b)の場合

この場合、変更届出書（様式第7号）のほか、次の書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければなりません。

- A 定款
- B 登記事項証明書
- C 役員の住民票の写し及び履歴書
- D 事業計画（様式第2号、様式第2号－2）及び収支予算（様式第3号）
- E 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ※ 設立後最初の決算期を終了していない事業協同組合の届出に係る場合は、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表のみで構いません。
- F 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程
- G 派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- H 派遣労働者の解雇に関する規程
- I 派遣労働者に対する休業手当に関する規程
- J 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- K 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

③ 変更届出の公示について

法第5条（第6項）

6 都道府県知事は、前項の規定による届出（第3条第2項第1号又は第3号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、その旨及び総務省令で定める事項を公示しなければならない。

規則第6条

法第5条第6項の総務省令で定める事項は、当該変更に係る事項とする。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の名称、代表者の氏名等又は特定地域づくり事業を行う事務所の名称等の変更の届出があった場合、その旨及び当該変更に係る事項を公示しなければなりません。

（８）有効期間の更新

① 有効期間の更新について

法第6条（第1項～第4項）

第3条第1項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新がされた有効期間。以下この条及び第9条第1項第1号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して10年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、第一項の有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

特定地域づくり事業協同組合の認定は、法第6条第1項の規定のとおり10年の有効期間が定められています。

有効期間の満了後も引き続き特定地域づくり事業を行う場合、都道府県知事から有効期間の更新を受ける必要があります。有効期間の更新の申請は、当該有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間に行う必要があります（災害その他やむを得ない事情があった場合を除く。）。

組合から上記の期間内に更新の申請があったものの、有効期間の満了の日までに処分がなされなかった場合、従前の認定は、有効期間の満了後も、当該処分がなされるまでの間、引き続き効力を有します。

② 有効期間更新の基準、提出書類等について

法第6条（第5項）

5 第3条（第1項を除く。）及び第4条の規定は、第2項の有効期間の更新について準用する。ただし、第3条第2項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

有効期間の更新については、法第3条（認定）、法第4条（欠格条項）の規定が準用されます。したがって、認定と同様の手続を行う必要があります。

有効期間の更新の申請の際、当該組合はその旨を記載した申請書（様式第1号）を提出するとともに、認定の申請の際と同じ種類の書類を添付する必要がありますが、既に都道府県知事に提出されている書類の内容に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。国及び都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう措置を講ずる必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。」

（９）廃止の届出

法第8条

特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

規則第7条

法第8条の規定による届出をしようとする特定地域づくり事業協同組合は、当該特定地域づくり事業（法第2条第4項に規定する特定地域づくり事業をいう。）を廃止しようとする日の30日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

法及び規則の規定により、特定地域づくり事業を廃止しようとする特定地域づくり事業協同組合は、その日の30日前までに、その旨を記載した廃止届（様式第8号）を都道府県知事に届け出なければなりません。

(10) 認定の失効

法第9条（第1項、第3項）

特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第3条第1項の認定は、その効力を失う。

- 一 第3条第1項の認定の有効期間が経過したとき（第6条第4項の規定により従前の認定がなお効力を有することとされる場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）
- 二 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があったとき。
- 三 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。
- 四 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

3 都道府県知事は、第1項の規定により第3条第1項の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条第1項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示しなければならない。

法第9条第1項の規定に基づき、次の場合には特定地域づくり事業協同組合の認定は失効します。

- イ 認定の有効期間が経過したとき
- ロ 特定地域づくり事業を廃止したとき
- ハ 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき
- ニ 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の事業協同組合と合併したとき

イ及びロの場合、認定の失効後、特定地域づくり事業を再開する予定がなく他の事業も行わない場合、当該事業協同組合は解散することとなり、中小企業等協同組合法上の解散手続を行う必要があります。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定が効力を失った場合は、遅滞なくその旨を厚生労働大臣へ通知するとともに公示しなければなりません。

4 労働者派遣事業の届出

特定地域づくり事業協同組合としての認定がなされた後、実際に労働者派遣事業を行うには、厚生労働省への届出が必要です。届出の窓口は、当該組合の主たる事業所を管轄する都道府県労働局となります。手続の詳細については、担当都道府県労働局への確認が必要です。

法に基づく手続では届出となるため、円滑に受理がなされれば、速やかに事業を開始することができます。この円滑な受理のためには、届出の具体的な内容や準備について、都道府県労働局へ事前に相談しておくことが重要です。

手続の流れとしては、①事前準備（労働局との相談、提出書類の準備、派遣元責任者講習の受講等）、②届出者から労働局への届出書類の提出、③労働局における届出内容の確認と届出書類の受理、④労働局から事業者への届出受理番号の付与となります。

届出の手続の詳細については、別途、厚生労働省が示す省令、通知を参照ください。

- ・省令：厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第91号）
- ・通知：「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の施行について」（令和2年6月4日付け職発 0604 第1号厚生労働省職業安定局長通知（最終改正：令和4年3月31日））

Ⅲ 特定地域づくり事業協同組合の事業運営

1 労働者派遣法の特例・適用関係、労働関係法令の遵守

(1) 労働者派遣法の特例、適用関係

法第18条(第1項、第2項、第6項)

特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣法第5条第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第10条第1項の事業として、その雇用する職員（期間を定めないで雇用する職員に限る。）のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業（以下この条から第19条の2までにおいて「労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第5条第5項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条、第11条第3項及び第4項、第13条第2項、第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第23条第3項、第23条の2、第48条第2項並びに第54条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、特定地域づくり事業協同組合を労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第5条第1項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（表省略）

6 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

法第20条

この章に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。

労働者派遣事業を行う場合は、通常、労働者派遣法に基づく許可を受けなければいけませんが、特定地域づくり事業協同組合は届出により労働者派遣事業を実施できるものとされています。ただし、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保する

ことが法の趣旨であることから、届出により実施できる労働者派遣事業は、無期雇用職員に係る労働者派遣事業に限られています。このため、有期雇用職員に係る労働者派遣事業を実施する場合は別途労働者派遣法に基づく許可を受ける必要があります。なお、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は、派遣職員人件費については無期雇用職員に係るものに限られることにも留意をする必要があります。

特定地域づくり事業協同組合が法に基づく労働者派遣事業の届出を行う際には、「Ⅱ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続等 4 労働者派遣事業の届出」に記載したとおり、届出の具体的な内容や準備について、都道府県労働局へ事前に相談しておくことが重要です。届出の手続の詳細については、別途、厚生労働省が示す省令、通知を参照ください。

- ・省令：厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第91号）
- ・通知：「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の施行について」令和2年6月4日付け職発 0604 第1号厚生労働省職業安定局長通知（最終改正：令和4年3月31日）

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、原則として、労働者派遣法の規定が適用されます。同法の規定のうち特定地域づくり事業協同組合の運営上、特に重要な規定は次のとおりです。労働者派遣法の詳細は、「労働者派遣事業を適正に実施するために一許可・更新等手続マニュアル」（厚生労働省・都道府県労働局）や「業務取扱要領」を参照ください。

(1) 派遣禁止業務＜労働者派遣法第4条＞

港湾運送業務、建設業務（林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。）、警備業務、病院等における医療関連業務が派遣禁止業務として規定されています。ただし、病院等における医療関連業務については、紹介予定派遣をする場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務である場合、医師、薬剤師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師の業務であって就業場所がへき地である場合等に限って労働者派遣事業を行うことが可能とされています。

(2) キャリアアップ措置＜労働者派遣法第30条の2＞

派遣元事業主は、派遣労働者に対する段階的かつ体系的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングを行わなければなりません。入職時の教育訓練の実施などを含む段階的・計画的な訓練計画を策定し、それに基づいた教育訓練等を実施する必要があります。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に継続的・専門的に従事する期間の確保、資格取得等のために必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組を行う必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に継続的・専門的に従事する期間の確保、資格取得等のために必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。」

特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業そのものを第三者に委託して実施することはできませんが、教育訓練・キャリアコンサルティング等の業務の一部を第三者に委託して実施することはできます。

この場合について、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用する必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。」

（3）同一労働同一賃金＜労働者派遣法第30条の3等＞

派遣元事業主は、派遣先均等・均衡方式（派遣先の通常の労働者との均等・均衡

待遇)又は労使協定方式(一定の要件を満たす労使協定による待遇)により、派遣労働者の待遇を確保しなければなりません。

派遣先均等・均衡方式では、派遣労働者と派遣先の通常の労働者との間で職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差が禁止されており、派遣先の通常の労働者と派遣労働者の職務内容、職務内容・配置の変更範囲が同じ場合には差別的取扱いが禁止されています。

労使協定方式では、過半数労働組合又は過半数代表者との間で締結された労使協定において、派遣労働者の賃金の決定方法(「一般賃金」と同等以上)を定め、これを遵守する必要があります。

(4)待遇に関する事項等の説明<労働者派遣法第31条の2>

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、「派遣労働者として雇用した場合の賃金額の見込み」「事業運営に関する事項」「労働者派遣制度の概要」等について説明しなければなりません。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、職員の派遣に当たっては、特定地域づくり事業協同組合の事業内容、職員の業務内容、派遣先の業務又は事務の内容、それらに応じた適正な水準の給与及び手当を始めとする待遇等について十分な事前説明を行う必要があります。

(参考)「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件(令和7年3月18日衆議院総務委員会)」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議(令和7年3月31日参議院総務委員会)」

「特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、それらに応じた適正な水準の給与及び手当を始めとする待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。」

(5)離職後1年以内の労働者派遣の禁止<労働者派遣法第35条の5、第40条の9>

ある事業者を離職した労働者を離職後1年以内に当該事業者へ派遣労働者として派遣すること、当該事業者が派遣労働者として受け入れることは禁止されています。ただし、60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外されています。

(6)その他派遣元事業主・派遣先の講ずべき措置<労働者派遣法第24条の3、第31条、第36条、第37条、第40条、第41条、第42条、第44条、第45条>

派遣元事業主は、派遣元責任者の選任、個人情報保護、適正な派遣就業の確保

（労働安全衛生教育を含む。）、派遣元管理台帳の作成・記載等に関する義務を履行しなければなりません。

このうち、派遣元責任者については、主に次の要件を満たす者を選任する必要があります。

- ① 労働者派遣法第6条第1号、第2号、第4号から第9号に該当しないものであること
- ② 過去3年以内に厚生労働大臣に開催を申し出た者が実施する派遣元責任者講習を受講していること
- ③ 精神の機能の障害により派遣元責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと

一方、派遣先は、派遣先責任者の選任、適正な派遣就業の確保（労働安全衛生教育を含む。）、派遣先管理台帳の作成・記載等に関する義務を履行しなければなりません。

労働基準法、労働安全衛生法等の適用については、原則として派遣中の労働者を雇用している派遣元の使用者が責任を負う立場にあります。派遣中の労働者の保護に欠けることのないようにする観点から、一定の規定についてその責任を派遣元及び派遣先の事業主に分配されています。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策を行う必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。」

（7）相談・援助、指導監督等＜労働者派遣法第48条から第49条の3まで、第52条、第53条＞

労働者派遣法の違反が認められた場合は、都道府県労働局による助言及び指導の対象になるとともに、改善命令等の行政処分や公表等の対象になる場合があります。

派遣労働者は違法事案について、都道府県労働局に申告することができることと

されています。この場合、派遣元事業主及び派遣先は、当該申告を理由として派遣労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをすることが禁止されています。

公共職業安定所や労働者派遣事業適正運営協力員は、派遣労働者等に対する相談・助言を行うこととされています。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置が講じられることとなります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。」

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、労働者派遣法の規定の一部が適用されません。その主なものは次のとおりです。

イ 労働者派遣事業の許可（労働者派遣法第5条第1項及び第5項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条、第11条第3項及び第4項、第13条第2項、第14条第1項第3号、第54条）

特定地域づくり事業協同組合の認定を受けることで、厚生労働大臣の許可（第5条）を受ける必要はなく、届出によって労働者派遣事業を行うことができます。したがって、許可証は交付されず（第8条第1項）、また、許可申請等に係る手数料を納付する必要はありません（第54条）。

そのほか、許可の有効期間は3年とされていますが（第10条）、この規定も適用されず、特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間である10年の間、労働者派遣事業を行うことができます。

一方、許可を受ける必要がないからといって、許可の欠格事由に該当する者が労働者派遣事業を行うことができるわけではありません（法第18条第2項で読み替えて適用する労働者派遣法第6条）。

□ 派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 等）

特定地域づくり事業協同組合による労働者派遣は、組合員の事業を主な対象としていることから、通常の労働者派遣と異なり、派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者等（以下「関係派遣先」という。）への労働者派遣の制限（第 23 条の 2）は適用除外となっています。このため、都道府県労働局への関係派遣先への派遣割合の報告（第 23 条第 3 項）は不要です。

ハ 特定の者への労働者派遣の禁止（第 7 条第 1 項第 1 号、第 48 条第 2 項）

特定地域づくり事業協同組合による労働者派遣は、組合員の事業を主な対象としていることから、通常の労働者派遣と異なり、特定の者へ役務を提供することを目的とした労働者派遣の禁止（第 7 条第 1 項第 1 号）は適用除外となっています。このため、特定の者へ役務を提供することを目的とした労働者派遣に係る都道府県労働局の勧告についての規定（第 48 条第 2 項）も適用除外となっています。

ただし、特定地域づくり事業協同組合制度は、地域社会の維持及び活性化のために設けられた制度であることから、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員を専ら一の事業者のみに派遣することは適正な運営とは言えません。この点について、特定地域づくり事業推進交付金では、制度の健全な運用を確保するための仕組みとして、複数の事業者への職員派遣が行われるよう、当該派遣職員の一の事業者での年間労働時間が年間総労働時間の理論値（P90 参照）の 8 割を超える場合、当該派遣職員に係る人件費は交付金の対象経費から除外することとされていますので、留意が必要です。

（２）労働関係法令の遵守

法第 18 条（第3項、第4項）

- 3 特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、第1項の規定による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し及び第1項の規定による労働者派遣事業を適正に実施するために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

法第 18 条第3項において、特定地域づくり事業協同組合は、法、労働者派遣法、その他の労働関係法令を遵守しなければならないとされています。このため、市町村及び都道府県は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し、労働者派遣事業を適正に実施するよう助言等を行うことが必要です。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。市町村及び都道府県は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、労働条件の適切な設定と明示、時間外・休日労働の制限、年次有給休暇の取得促進、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行う必要があります。

例えば、労働条件の適切な設定と明示については、労働基準法第 15 条において、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」とされています。労働者派遣法第 31 条の2においても、派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、「派遣労働者として雇用した場合の賃金額の見込み」「事業運営に関する事項」「労働者派遣制度の概要」等について説明することとされており、適正に運用する必要があります。

時間外・休日労働の上限規制については、労働基準法第 36 条において、「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、（略）、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」「限度時間は、1 箇月について 45 時間及び1 年について 360 時間（略）とする。」とされていることに留意する必要があります。

年次有給休暇の取得促進については、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第 90 号）第2条において、「事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時

刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。」「事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。」とされていることを踏まえ、その促進に努めていくことが重要です。

派遣労働者の直接雇用の推進については、労働者派遣法第 40 条の 4 及び第 40 条の 5 において、派遣先における労働者の募集に係る周知が派遣先に義務付けられており、直接雇用の推進に関する規定が設けられています。特定地域づくり事業協同組合においては、労働者派遣法においてこのような措置が設けられていることについて留意する必要があります。

教育訓練の実施については、労働者派遣法第 30 条の 2 において、派遣元事業主は、派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングを行わなければならないとされていることについて、留意する必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和 7 年 3 月 18 日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 3 月 31 日参議院総務委員会）」

「政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の適切な設定と明示、時間外・休日労働の制限、年次有給休暇の取得促進、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。」

2 区域外派遣の禁止

法第19条

特定地域づくり事業協同組合は、前条第1項の規定による労働者派遣事業に関し、職員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない。

特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣することができる地区は、当該組合の地区及び当該地区をその区域に含む市町村に属する事業所とされています。

人口急減地域に該当する市町村において特定地域づくり事業協同組合を設立したものの、実際の派遣先が主として人口急減地域に該当しない近隣市町村の事業者となるような状況は、法の目的に沿った運営とはいえないことから、このような規定が設けられています。

なお、特定地域づくり事業協同組合の認定等に当たって、派遣先の地域の限定又は地区外の事業者の利用分量（派遣職員の労働時間の割合など）の制限をした場合は、その条件の範囲内で職員を派遣することとなります。

3 地方公務員の従事

法第 17 条

一般職の地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条第 1 項の許可の権限を有する者をいう。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、特定地域づくり事業に従事することができるものとする。

【参考】地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（営利企業への従事等の制限）

第 38 条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2（略）

法第 17 条は、地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事しようとする場合を想定し、地方公務員が組合の事業に従事することができることを確認的に定めたものです。

地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合には、地方公務員法第 38 条に基づいて、任命権者の許可を受けて、特定地域づくり事業に従事することができます。

地方公務員が特定地域づくり事業に従事する場合としては、事務局職員として派遣先の確保・調整、派遣職員の労務管理等を行うことが考えられます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、地方公共団体の任命権者は、職員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮する必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和 7 年 3 月 18 日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 3 月 31 日参議院総務委員会）」

「地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。」

4 国及び地方公共団体の援助等

(1) 国及び地方公共団体の援助

法第15条

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

2 国は、都道府県に対し、特定地域づくり事業協同組合の認定及び監督に係る事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3 都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うこととされています。

国は、都道府県に対し、特定地域づくり事業協同組合の認定及び監督に係る事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこととされています。

都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこととされています。

(2) 財政上の措置等

法第16条

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとされています。

① 特定地域づくり事業推進交付金

法に関する国の予算として、「特定地域づくり事業推進交付金」があります。

特定地域づくり事業推進交付金は、特定地域づくり事業協同組合の運営経費について市町村等が補助金等を交付する場合、当該市町村等の補助金等の額の2分の1について、交付金を交付するものです。

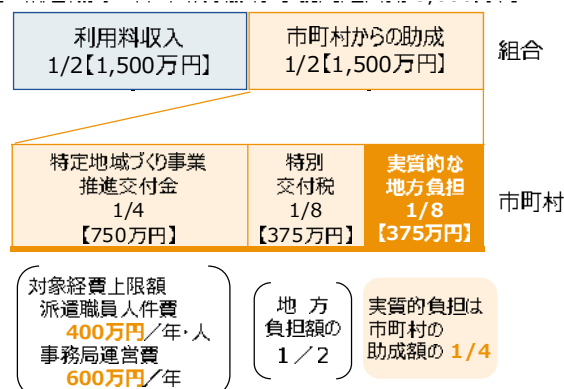
特定地域づくり事業交付金の対象となる特定地域づくり事業協同組合への市町村等の補助金等は、組合運営費の2分の1の範囲内としています。したがって、特定地域づくり事業推進交付金は、組合運営費の4分の1の範囲内となります。

交付対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費とされており、交付上限額については、①派遣職員人件費は400万円/年・人、②事務局運営費は600万円/年とされています。なお、派遣職員人件費については、無期雇用の派遣職員に係る派遣職員人件費に限り、交付金の対象とされています。

市町村等が特定地域づくり事業推進交付金の交付限度額を超えて、特定地域づくり事業協同組合に対して補助金等を交付する場合は、超過分については市町村等の負担となります。

<通年の運営経費に係る1組合当たりの財政支援のイメージ>

(例) 派遣職員6人の人件費(600万円×6人=2,400万円)及び事務局運営費(600万円) 計 3,000万円



制度の健全な運用を確保するための仕組みとして、以下の条件が設けられていま

す。

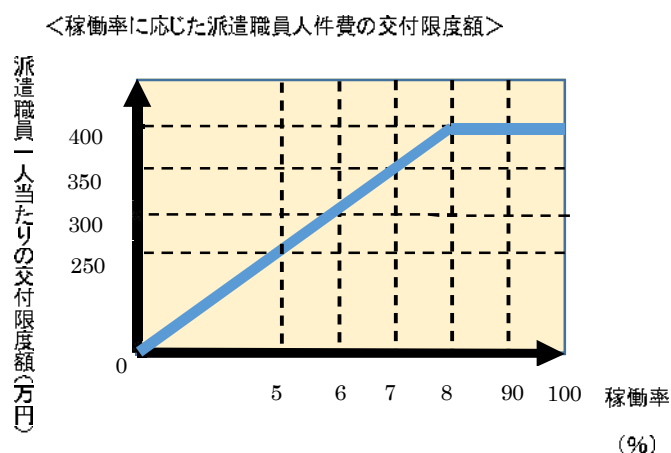
イ 複数の事業者への職員派遣

派遣職員を専ら一の事業者に派遣させるような運用は、法の趣旨に反するため、交付金の対象となる派遣職員人件費について、当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割以内となる派遣職員の人件費が対象とされています。当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割超となる派遣職員の人件費については、当該職員に係る人件費の全額が交付金の対象外となります。ここで「年間総労働時間の理論値」とされているのは、年度途中から派遣職員を雇用した場合を考慮し、当該職員の年間総労働時間（実績）ではなく年間を通じて労働した場合の年間総労働時間（理論値）とすることが適当とされたものです。

ロ 労働需要に応じた職員の確保

労働需要に応じた職員の確保が促されるよう、当該派遣職員の稼働率（派遣先での年間労働時間／（年間総労働時間＋年間総休業時間））が8割未満の場合は、派遣職員人件費の職員一人当たりの交付限度額を稼働率に応じて漸減することとされています。

特定地域づくり事業協同組合は、派遣職員の派遣先の確保に努める必要があります。



特定地域づくり事業推進交付金の詳細については、「特定地域づくり事業推進交付金交付要綱」及び「特定地域づくり事業推進交付金実施要領」を参照してください。

② 特定地域づくり事業協同組合に係る地方財政措置

特定地域づくり事業協同組合に係る地方財政措置は以下のとおりです。このほか、移住・定住対策に係る既存の特別交付税措置（措置率1／2（財政力補正あり）等）も活用することができます。

イ 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担

特定地域づくり事業推進交付金に係る市町村負担の1/2について特別交付税措置を講ずることとしています。なお、特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担を都道府県が負担する場合、同様の特別交付税措置を講ずることとしています。

ロ 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担

市町村の特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費の1/2について特別交付税措置を講ずることとしています。対象経費の上限額は300万円とされており、特定地域づくり事業協同組合の設立年度が対象年度とされています。

特定地域づくり事業協同組合に係る地方財政措置の詳細は、別途、総務省から発出した「特定地域づくり事業の推進のための特別交付税措置等について（通知）」（令和2年3月31日総行地第57号）及び「特定地域づくり事業の推進のための特別交付税措置について」（令和2年6月4日事務連絡）を参照してください。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。国及び地方公共団体は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・評価するため、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表する必要があります。また、国及び地方公共団体の財政的支援については、当該調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に進められているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行う必要があります。このため、今後、国において、これらの項目に関する調査等を実施することを予定しています。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・

評価するため、国及び地方公共団体は、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表すること。また、政府及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する財政的な支援については、この調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に行われているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うこと。」